

令和7年第2回海陽町議会定例会会議録（令和7年6月12日）

○東議長

皆さんおはようございます。

まず初めに、本日、北村長寿福祉人権課長が欠席のため、佐野主幹が代理出席しておりますので、ご了解のほどよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。（午前9時29分）

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

○東議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番 木内議員、4番 佐川議員を指名します。

○東議長

日程第2、委員長報告を行います。

まず総務産業建設常任委員会、富田委員長、お願ひします。

5番 富田委員長。

○富田総務産業建設常任委員長

皆さんおはようございます。

ただいまから総務産業建設常任委員会の委員長報告をいたします。

6月の9日、午前10時18分に開会をいたしました。出席者は、委員全員、議長、町長、副町長、参事等所管の課長9人、傍聴者は、報道関係者を含め3人でした。

開会後、当委員会が所管する定例会提出議案について、各担当課から順次説明を受けましたので、抜粋して報告をいたします。

議案第36号、専決処分の承認を求めるについて、専決第5号、令和6年度海陽町一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出予算の総額から3億1798万6千円を減額し、歳入歳出それぞれ96億1520万6千円とするもので、所管部分の概要は、歳入予算では、地方交付税5億6115万1千円。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7114万8千円。

歳出予算の主なものは、海陽町ふるさと創造戦略補助金320万円の減、該当なしということです。地方創生移住起業支援事業補助金600万円の減、これも該当者はありませんで

した。林業振興費では、搬出間伐事業補助金 630 万円の減、森林環境保全整備事業補助金 614 万円の減、みらいの担い手育成事業補助金 259 万円の減、道路維持では 1365 万円の減。主なものは、町道維持補修工事請負費 930 万円の減。基金費では 5629 万 2 千円の計上で、主なものは、ふるさとづくり寄附基金積立金 920 万 3 千円。森林林業活性化基金積立金 4400 万 1 千円。

委員から、合併浄化槽の合併処理について支援処理をしているのか、海南地区は側溝はないようにどうするのかとの問い合わせに、側溝の整備は考えていかなければならないと答弁がありました。

専決第 9 号、令和 6 年度海陽町鉄道経営安定基金特別会計補正予算（第 1 号）については、総額に歳入歳出それぞれの 4 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 380 万 4 千円とするもの。4 万円は利子のことでした。

議案第 38 号、海陽町職員の育児休業等に関する条例及び海陽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、正規職員で 1 年で 10 日分、77 時間 30 分取得でき、時間では 1 日 2 時間まで選択をすることです。

議案第 40 号、令和 7 年度可搬型蓄電システム購入契約については、10 台分で、3 庁舎、小学校、中学校等に配備するもの。

議案第 41 号、令和 7 年度折りたたみ式給水タンク購入契約については、10 セットで、5 セットは防災館。5 セットは安喰庁舎に配備するもの。

議案第 42 号、令和 7 年度海水淡水化装置購入契約については、5 台分で、3 庁舎、防災館、安喰中学校に配備するもの。委員から、どういうものか、写真ぐらいの問い合わせに、3 月議会に出した蓄電池は持ち運び型で通信手段に使用する。また、委員から給水タンクの量はとの問い合わせに、1 トンぐらいということです。委員から、折りたたみ式給水タンク、海水淡水化装置の入札業者数との問い合わせに、各 13 社で折りたたみ 3 社応札、海水淡水 2 社応札のことです。

議案第 44 号、令和 7 年度海陽町一般会計補正予算（第 1 号）の所管部分の概要は、歳入予算の主なもので、国庫補助金で、社会资本整備総合交付金 3691 万 8 千円。県補助金で、県単土地改良事業補助金で 350 万円。南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金 769 万 3 千円。寄附金として、企業版ふるさと納税一般寄附金 970 万円。基金繰入金として、財政調整基金繰入金 1 億 4779 万 9 千円。

歳出予算の主なものは、農業振興費で、鳥獣侵入防止柵等設置支援事業補助金 360 万円。集積加速化支援事業補助金 478 万 6 千円。林業振興費では、高性能林業機械導入事業補助

金365万3千円。水産業振興費では、みらいの担い手育成事業補助金576万円。商工費では、物価高騰生活応援商品券事業業務委託料5110万6千円。施設修繕工事請負費530万円、内訳は、ブルーマリン号400万円、海南駅前緑化法面整備工事に130万円。土木費では、設計委託料3300万円。内訳といたしまして、川又橋で900万円、久尾中央橋で1600万円、浅川川東線川東縦貫線交差点改良工事設計に800万円。地質調査委託料1610万円は、四方原五反田線ボーリング調査、橋梁点検委託料1530万円は町内の47橋の調査の設計料です。工事請負費2000万円は、浅川川東線法面修繕工事。河川施設等維持工事請負費3550万円は、大里川2件とのことです。消防費では、計画策定支援業務委託料480万円。備品購入費570万円は、備蓄倉庫4地区で、竹ヶ島、那佐、尾崎、大井地区とのことです。

委員から、みらいの担い手の対象人数はとの問い合わせに、576万円で、想定は今年度5人、1人月12万5千円掛ける8カ月、掛ける5人で500万円。資格取得に係る費用については、1人15万2千円で5人分ということで、合計で76万円です。委員より、船を持つとかなったら機器との補助金は考えていないのかとの問い合わせに、今回使途は限定していない、基本的には何に使ってもよいとの答弁がありました。委員より、カーブミラー設置の場所はどこになるか。カーブミラー設置する条件はあるのかとの問い合わせに、条件については、住民の方々から要望があり、それで危険かを確認して、地元の部落長からその人の名前で申請を出してもらっている。今回は2基で、当初を含めて3基、場所は四方原多ル美の所、宍喰の正樋、かもめ橋の所との答弁がありました。また、委員より、鳥獣侵入防止柵の申請は1人1回かとの問い合わせに、1年においてはまとめて申請をしていただきたいとの答弁がありました。委員より、ブルーマリンは毎回修繕を考えていかないといかんのか、新船とかは考えていかないかん時期に来ているのではとの問い合わせに、町長、更新するにもお金がかかる、続けていけるように内部でも考えていきたいとの答弁がありました。

議案第47号、令和7年度海陽町水道事業会計補正予算（第1号）は、44万4千円の減額。人事異動に伴うものとのことです。

議案第48号、令和7年度海陽町下水道事業会計補正予算（第1号）は、2760万3千円を追加し、支出の主なものは、工事請負費2800万円。内容といたしましては、真空ポンプ2台と回分槽散気装置を1台とのことです。

次に、当委員会に付託されている2件の陳情書の審査に入り、1件目の陳情の家族従事者の働き分を経費として認めない所得税法第56条の廃止を求める陳情は、不採択。2件目の徳島県平和の日の条例制定を求める意見書の提出を求める陳情は、継続審査となりました。

概要は以上のとおりで、午後3時58分に委員会を閉会をいたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○東議長

これで総務産業建設常任委員会、委員長報告を終わります。

続きまして、文教厚生常任委員会、長江委員長、お願ひします。

1番 長江委員長。

○長江文教厚生常任委員長

皆さんおはようございます。

ただいまから文教厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

6月10日、午前9時27分に開会いたしました。出席者は、委員全員、町長、副町長、教育長、参事を含む所管の課長、傍聴者は、報道関係者1人でした。

開会後、海陽中学校へグローバル教育事業の英語を英語で教える授業の視察に行き、その後、当委員会所管の協議事項の6月提案について説明を受けましたので、抜粋して報告いたします。

議案第35号、専決第4号、海陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の改正に伴い、条例を改正するものとのことでした。

議案第36号、専決第5号、令和6年度一般会計補正予算（第11号）の所管部分について協議をいたしました。民生費の繰越明許費補正は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付状況に伴い、繰越額を6040万5千円から2076万2千円に減額。

歳出予算の総務費の主なものは、町営バス運行委託料50万円の減額。委員から、土日の利用者は少ないので、土日の運行はしないのかとの問い合わせに、平日より休日は利用者が少ないと利用者の意見も聞きながら、1月からスタートする第2次実証実験運行の状況も見ながら、今後の運行については考えていきたいとのことでした。

民生費の主なものは、高齢者外出応援事業助成金908万4千円の減額。委員より、できるだけ多くの人に利用してもらうために周知を徹底してほしい、現在一律の助成であるが、地域によって差があるので検討できないかとの問い合わせに、周知についてはいろいろな機会を捉えて周知をしていく、助成金の額については、現在検討している公共交通空白地帯をどういうふうにしていくかも盛り込みながら検討していくとのことでした。児童手当費1767万5千円の減額、委員より、当初予算が約9900万円で大幅な減額であるが、その要因はとの問い合わせに、6年10月より制度改正があり、支給額の増額等で当初予算で不足が生じないよ

うに組んでいたが、第3子以降の人数把握が困難であったことが主な要因であり、今後は人数も把握できるため適正な予算を組んでいくとのことでした。

衛生費の主なものは、予防接種委託料1124万1千円の減額、郡衛生処理事務組合負担金1155万2千円の減額、土木費の主なものは修繕料250万円の減額。委員より、浅川地区の町営住宅は将来的にどうするのか、建て替える予定はないのかとの問い合わせに、町営住宅はどこも古くなってきており、今後、町全体の中で建て替えの場所等についても計画を立てて検討をしていくとのことでした。

教育費の主なものは、子どもあゆみ学校給食費補助金590万6千円の減額。委員より、減額の理由はとの問い合わせに、物価高騰を見込んで多めに予算を組んでいたが、食材を価格の安定している野菜などを購入したり、栄養教諭による献立の工夫により、減額するものであるとのことでした。

専決第6号、令和6年度海陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、事業勘定において4865万円減額し、14億3390万7千円に、施設勘定において170万円を減額し、8021万3千円とするものがありました。委員より、令和6年度の町内の出生数はとの問い合わせに、20名であるとのことでした。またママ・サポート119について産婦人科は阿南まで行かないといふのか、海部病院にもあるのか、阿南まで行くのであれば、救急車では間に合わないのでヘリコプターも活用できないのかとの問い合わせに、海部病院は7月から分娩の取り扱いが休止となる海部消防組合との話し合いでヘリコプターも使用できるとのことでした。

専決第7号、海陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、180万円を減額し、2億1377万4千円とするものがありました。

専決第8号、令和6年度海陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、5206万5千円を減額し、16億1367万6千円とするものがありました。委員より、介護サービス等諸費の減額については要因として利用者が減ったのか、できる限りサービスの幅を広げて親切にサービスにつなげていただきたいとの問い合わせに、施設の入所によって増減も大きく変わるので、介護サービスによる介護給付費が足らなくなるといけないので、毎年多めに組んでいる、サービスについてはケアマネが寄り添って状態に応じて適切なサービスが受けられるようにしていくとのことでした。

議案第43号、令和7年度校務用パソコン購入契約について、Windows10のサービス終了に伴う校務用パソコンの購入であるとのことでした。委員より、今回の入札は辞退が多いがその理由はとの問い合わせに、11社を指名し4社が辞退、辞退の主な理由は期限内に物

品の調達が困難とのことでした。また、今回、辞退した業者はペナルティの対象にはならないのかとの問い合わせに、ペナルティの対象にはないとのことでした。また、今後、県や他の自治体の状況も参考にしてペナルティについて検討していくとのことでした。

議案第44号、令和7年度海陽町一般会計補正予算（第1号）の所管の部分について協議をいたしました。総務費の主なものは、地域公共交通確保維持改善事業委託料3586万円、車両購入費352万円。委員より、購入車両については5人乗りということだが、荷物も多い場合のことも考えて車種を選ぶのか、いつ頃から運行するのか、現在のバスはどうするのかとの問い合わせに、現在利用している方は最大で3名程度ではあるが、荷物を載せることも考えて車種選びをしたい、運行は1月頃からを考えている。現在のバスは海南・海部地区のバスが古くなっているので入れ替えを考えているとのことでした。

衛生費の主なものは、郡衛生処理事務組合負担金1200万5千円は解体工事費の負担金。

教育費の主なものは、奨学金基金繰出金309万円は時効の援用による債権放棄による損失分を補填するもので、委員より、現在奨学金を希望する人数はどうなっているのか、台帳の管理と納付のお金の流れはどうなっているのか、今後の対応についても資料はあるのかとの問い合わせに、奨学金を希望する人数は年々減っていて、上限人数を超えることはない、台帳は教育委員会で管理し、納付については納付書により出納室に直接入るようになっている。今後の対応についての資料を委員に配布し、中身について説明を受けました。一般コミュニティ助成事業補助金250万円は、海部公民館4階の机、椅子の購入費であるとのことでした。

特別会計の補正予算の主なものは、人件費の改定によるもので、議案第45号、令和7年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、事業勘定については214万円を増額し、15億7746万1千円に、議案第46号、令和7年度介護保険特別会計補正予算（第1号）については948万8千円を減額し、16億4451万円とするものでした。

議案第49号、令和7年度海南病院事業会計補正予算（第1号）では、収益的収入及び支出は、収入・支出とも589万円を追加するもので、人事異動、薬剤師雇用による人件費と病院見学旅費支給補助金であるとのことでした。

報告第2号の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、所管の部分について報告を受けました。

概要は以上のとおりで、委員会を午後2時45分に閉会いたしました。

これをもちまして、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○東議長

これで文教厚生常任委員会、委員長報告を終わります。

以上で、委員長報告を終わります。

○東議長

日程第3、一般質問を行います。

通告順により発言を許可します。1番 長江議員。

○長江

議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問に入りたいと思います。

まず初めに、蓄電池の補助についてということでございます。

現在、本町では太陽光発電についての補助はあるが、最近では、それに附帯して蓄電池を整備することにより、余剰電気をためて自家消費をしている方が増えています。太陽光発電と蓄電池を同時に設置する理由は、電気代が年々高騰していること、また、太陽光発電だけの設置では買取価格も減少していること。あまりメリットがないこと、災害時の停電時でも電気が使用できること、そして、蓄電池に対する国や県の補助金制度が充実してきたことなどございます。全国的にも補助金を出している自治体も多く、SDGsにもつながる取り組みであるともいえます。県内では阿南市と徳島市が独自の補助金制度を設けておりますが、本町でも国・県の補助金に上乗せの補助金は考えられないでしょうか。また、これらに付随して、省エネ家電に買い替えに対して補助を出す自治体も多くあります。全ての家電ではなく、エアコン、冷蔵庫、LED照明に限っている場合が多く、また同じ市町村内で購入したものに限っていて、買い替えに対する制限は設けているようです。これについても、環境への配慮や市町村内での購入となっているため、経済効果にもつながるものであると思います。このことについても併せて上乗せの補助金が考えられないか、お伺いをいたします。

○東議長 中内住民環境課長。

○中内住民環境課長

太陽光発電の補助に加え、蓄電池の設置についても補助をできないかとのご質問にお答えをさせていただきます。

本町では、第2次海陽町総合計画に基づき、豊かな自然環境を次代に受け継ぐため、住民一人一人の環境負荷の少ない暮らしや産業活動の促進、環境保全対策などを進め、地域ぐるみで環境に優しい社会の実現を目指して、さまざまな施策を展開をしているところでございます。その一例といたしまして、第2期海陽町まち・ひと・しごと総合戦略の中においても、

環境・エネルギーの先進公共施設の推進を掲げまして、まずはCO₂総排出量のおよそ2割を占める公共施設のうちで、海南庁舎、海南病院、海南海洋センターの三つの施設を選定をして、照明器具のLED化、空調設備の省エネ化等に地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業に取り組んでいるところでございます。令和6年度の実績では、年間321・9トンのCO₂削減目標に対しまして、57・7トンを超えた379・6トンのCO₂削減を達成をしております。今後も毎年1%の削減を行うことを目標に取り組みを進めてまいります。

さて、議員お話の町民の皆さんに対する再生可能エネルギーの導入促進についての支援は、地球温暖化対策及びエネルギーの地産地消、さらには災害時の電源確保といった観点から極めて重要であると認識をしております。特に、太陽光発電や蓄電池の導入は、年々高騰している電気料金への対応や災害時の停電時における電源確保にも寄与するなど、地域のレジリエンス向上にも資するものでございます。

現在、本町では、太陽光発電設備に対する補助を平成23年度から行い、令和6年度までの14年間で計79件、1194万9千円の補助の実績となっております。導入当初の頃は年間20件や16件の実績がございましたが、最近ここ5、6年間の間では、年間に2件から3件の設置という状態となっております。導入が進まない要因といたしましては、以前に比べ、売電価格が下がったことのほか、初期投資が高額であることや設置後のメンテナンスと劣化の対応、立地場所による発電量の不安定さや設置スペースの確保、今後の廃棄に係るリサイクルの処分方法などが考えられます。そこで、議員お話のとおり、太陽光発電だけではなく、太陽光と蓄電池の組み合わせは、平常時の電力自給に加え、停電時や災害時も有効なエネルギーインフラとしての役割が期待をされており、地域のレジリエンス向上にもつながるものと考えております。こうした認識のもと、太陽光発電設備と蓄電池の併用につきまして、さらには電気自動車等の充給電設備を視野に入れながら、先行事例の自治体を参考に、国・県の補助金等も注視をしながら検討を進めてまいります。

続きまして、省エネ家電に対する補助についてのご提案についてのお答えをさせていただきます。本町におきましても、エネルギー価格の高騰や地球温暖化対策の観点から、家庭における省エネルギーの推進は重要な課題であると認識をしております。とりわけ、家庭で使用される電力の多くが家電製品によるもので、省エネ性能の高い家電への買い替えは、家計負担の軽減だけではなくて、二酸化炭素排出量の削減にも効果があると考えております。家庭における家電製品の中で消費電力が大きい家電は、夏季・冬季ともにエアコン、冷蔵庫、照明の順番となっており、この三つの家電で約60%を占めております。議員ご提案の省エネ家電の買い替え補助につきましては、財源が確保できるような、国の支援措置の動向を注

視をしながら、今後、先行自治体の事例も参考に、本町での財政の状況や既存の環境関連事業との整合性、対象機器の選定、公平性の確保、民間事業者との連携の可能性なども含め、総合的に検討を行いながら、町民の皆さんにとりまして、実効性のある省エネ支援の在り方を考えてまいります。

○東議長 1番 長江議員。

○長江

検討していただけるということですが、やはり最近、太陽光発電だけでは本当にやってもほとんど意味がないということで、蓄電池とセットで設置するところが増えております。先ほど今課長もおっしゃってたように、環境問題もそうなんですが、防災面でも、やはり停電とか、あるいは災害時に電気が使えるということで、非常に有効な手段であって、町のPRになるかなと思います。災害に強い町、あるいは環境に優しい町、そういうPRにもつながっていくんじゃないかなと。こういうことをすることによって、移住の方にも少しPRもできるんじゃないかなと思います。

それから家電に関しても、やはり地球温暖化で最近では本当にエアコンがないと夏はもう過ごせないということで、先ほどもエアコン、冷蔵庫、LED、これが60%を占めるということありますので、エアコンの買い替え、今、電気代も高騰していて、そのエアコンの使用控えということになりますと、夏の熱中症の心配が出てきますし、そういうところからも、やはりこの買い替えをして省エネで電気代を抑える、こういうことも町民にとっては本当に命を守る施策ではないかと思います。あとLEDの照明は、先ほど言ったように温暖化の対象にもなりますが、蛍光ランプ、蛍光灯の2027年問題というのがあって、蛍光灯の製造が中止されると。特に高齢者の家庭ではなかなか蛍光灯からLEDに換えるっていうと、自分で替えるのも大変でしょうし、そういうところからも、やはりこの買い替えというところで、この対策にもなるんじゃないかなと思います。ぜひ今こういういろんなことを絡めて、東京都なんかはすごい潤沢な予算がありますので、これに対して120万円ですかね、の補助があるということも報道もされております。なかなか市町村でそこまで補助はできないと思いますが、やはり予算の範囲内でできることはやっていただければと思います。このことについて町長のお考えをお聞きできたらと思います。よろしくお願いします。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。まず蓄電池の補助の方でありますけれども、議員おっしゃるように、私も防災面に関して、蓄電池の補助というのは有効な施策になるのではないかと思います。しかしながら、金額が大きいことと、また予算に限りがあるために予算上限に達し次第、やっぱり受付を早期に終了するというような、やっぱり自治体も頻繁に起こっているというようなのが現状でありますと、効果が特定の家庭に偏ってしまうという恐れもあるため、現行の町の予算だけでは暫定的な施策になってしまふ可能性がございます。例えば、有事にですね、周辺の住民にも電気を供給していただけるという確約をいただいた上で補助を出して、有事のときに多くの住民の方に最低限必要な電気を分け与えることができるような、ステーション的な役割を担っていただけるみたいな感じでですね、地域的にできれば住民の安心感にもつながっていけるような施策ができればですね、また総合的に見る中で非常に防災面にも強いまちづくりができるんではないかと思いますので、その辺りも含めまして、一度また防災課の方でも、いろいろ協議もさせていただきたいと思います。

そして、また徳島県では、現在、バッテリーバレイ構想を掲げているところでありますと、蓄電池関連の産業を新たに徳島の産業の柱というふうにするために、関連産業の集積を今、目指しているところです。今後、国内の蓄電池企業が徳島に集まってきて事業展開をしていく中で、県とも相談をしながらですね、町として取り組める事業というのがあれば、積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、またそのときは応援よろしくお願ひをいたします。

そして省エネ家電につきましては、現在、国の方から物価高騰で困っているところに使っていただきたいということで、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのが、海陽町に約5000万余り来ているところであります。その使い道としまして、府内でもですね、町内の一次産業への燃料の補助とか、また学校給食費の補助、そして、各家庭の電気代の補填とか、議員指摘なさっていたような省エネ家電の補助など、さまざまな活用方法も課内、またいろいろ府内の中で検討もさせていただきました。そしてその中でやはり広く困っている方に行き届いて、そしてなおかつ町内の産業も潤う商品券がやはり一番良いのではないかという結論に達しまして、町民1人当たり6千円分の商品券を配布する案を出させていただいております。今議会に予算提出しておりますので、議員の後押しをまたよろしくお願ひをいたします。

○東議長 1番 長江議員。

○長江

物価高騰対策の重点支援地方創生臨時交付金を使って、商品券を今回、配布していただくということで、阿南市なんかはそれを利用して省エネ家電の買い替えをやっているということでございますので、また今後、活用方法についてもいろいろ精査していただいて、こういうものにも使えるということで、やはり先ほど言いましたように、エアコンの使い控えをするとどうしても熱中症の恐れがあるというようなこともございます。本当に命に関わるところになりますので、そういうことも加味しながら考えていただけたらなと思います。あと蓄電池についても、最初出た当初はむちゃくちゃ高かったんですが、最近、家庭用のコンパクトなものとか、そういうのもたくさん出ていると思いますので、その辺もいろいろ研究していただいて、できるだけ先ほど言ったように、特に海陽町なんかは近所で助け合いということも結構あると思いますので、その電気が使える家、例えば一時的に避難するとか、そういうことも考えられると思いますので、そういうことも防災面でも考えていただいて、できるだけ多くの家庭がこれをそろえていただいて、防災に強い町ということを今後アピールできたらいいかなと思いますので、また今後いろいろ検討をして、補助金が出来るのであればできるだけ出していただけ、防災に強い町、環境に強い町ということでアピールをしていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、続いて2番目の質問に入りたいと思います。

学びの多様化についてですが、県教委は、本年度から県立学校に導入した制度ラーニングの活用促進を進めております。この制度は、児童生徒が探究活動などをするために学校を休んでも欠席扱いとならない制度で、子どもと保護者の交流を増やすことや、保護者が土日に働いている家庭で、家族が一緒に過ごす時間を増やすことを目的として導入された制度でございます。県内では、上板町が6月から導入するようですが、本町においては導入に向けての検討をされているのか、お伺いをいたします。

○東議長 森崎教育次長。

○森崎教育次長

質問にお答えをいたします。徳島県教育委員会が令和7年度から県立学校に導入をいたしておりますラーニング制度は、児童生徒が探究活動などのために学校を休んだ場合でも欠席扱いとならない制度でございます。この制度は、子どもの探究心の育成、保護者との交

流機會の増加、さらには、保護者の働き方の多様化への対応など、多岐にわたる目的を持っています。県内では、既に上板町が本年6月から導入をいたしておりというふうなことで、各市町村におきましても本制度への関心が高まっているというふうに聞いております。海陽町教育委員会といたしましても、このラーニング制度の9月の導入に向けて準備を現在、進めているところでございます。具体的な計画といたしまして、本町におけるラーニング導入制度に向けて、県の制度の内容を参考にしつつ、海陽町の地域特性や各学校の状況、そして、保護者や児童生徒の状況を十分に踏まえた上で、実効性のある制度となるよう、要綱の策定を進めており、直近の定例教育委員会にて承認をいただく予定といたしております。ラーニング制度導入には、制度の周知と理解の促進が不可欠であると考えております。児童生徒、保護者、学校関係者に対して制度の目的や運用方法を詳しく説明をいたしまして、制度の十分な周知と理解促進を図ってまいります。また県の補助金の制度を活用いたしまして、分かりやすい説明用のパンフレットやリーフレットを作りまして、積極的な広報活動も行ってまいりたいというふうに考えております。他の自治体での成功事例を研究をいたしまして、それを海陽町の実情に合わせて取り入れることで、より効果的な運用方法を模索をしてまいります。また、制度導入後には、定期的にフィードバックを情報収集いたしまして、改善に役立てまいります。これらの方策を通じまして、学校現場の負担を軽減をしながら、ラーニング制度の効果を最大限に引き出していくということを目指してまいります。子どもたちの健やかな成長を支え、学びの機会を最大限に保障するために、保護者や学校関係者の皆さん、そして地域の皆さんのご理解とご協力を賜りながら、より良い教育環境の実現に向けて努めてまいりたいと思います。以上です。

○東議長 1番 長江議員。

○長江

はい、これ県の方が促進しているということで、各自治体も今導入に向けて動いているということで、いろんな何ていうんですか、中身を精査していかないと、自治体によっては3日間とかあるいは5日間とか、そのばらばらなところがあります。あとやはり運動会とかそういう学校行事と重ならないようにとか、そういう細かいところまでルールを決めていかないといけないようなシステムになっているようです。このラーニングが促進されるということは、やはり体験学習の大しさというか、そういうのとかあるいは家族の絆を深める意味でも大きな事業だと思います。あと、平日に休みを取りますので、観光地に行きやすい、

例えば、町内でマリンジャムへ行っても、多分これラーニングになると思いますので、そういう観光需要の方にもつなげられるんじゃないかと。あるいは他町の学校でやっているところであれば、そのラーニングで海陽町を訪れてもらう。やはり自然がいっぱいあるということでいろんな体験ができると思いますので、観光にもつなげられる事業じゃないかなと思います。そこらも絡めながら、うまく利用して、やはり観光等の連携も取りながらやっていただけたら、本当に意味のある事業になるんじゃないかと思いますので、今後、そういう細かいところも含めながら検討していただいて、このラーニングがより良い事業、保護者と子どもがこのラーニングを取りやすいようなシステムを考えていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから次でございますが、岐阜県の美濃市では、市内の公立小学校で1・2年生の通知表を廃止し、全国的には長野県や神奈川県の公立小学校でも個別で行っているところがあります。この背景は、子どもが何に注目するかというと、例えば、二重丸が幾つあったとか、他の子よりも多いか少ないかなどに着目しがちで、特に低学年の発達段階では、劣等感を感じて自信や意欲を失うことがないように、仲間関係の序列が起こらないようにというのが大きな目的であるということでございます。その代わりに、年に2回ほど個別懇談で、口頭で学習や生活状況を保護者に伝えるほか、学年末に渡す修了証と共に1年間の所見を書くようをしているそうです。通知表の廃止の導入については、保護者の意見も聞く必要がありますが、やはり低学年で伸び伸びと学習をするという意味でもこの導入は考えられないか、お伺いをいたします。

○東議長 三浦教育長。

○三浦教育長

お答えをいたします。通知表は、指導要録のように法令によって作成が義務付けられているものではありませんが、児童生徒の学習や学校生活の様子などを家庭に通知、連絡するものとして作成しており、児童生徒の学習や生活の振り返り、次への意欲付け、そして家庭と学校の連携を図るための大切な手段となっております。議員ご指摘のとおり、子どもの序列化や自己肯定感への影響には十分に配慮が必要であると思います。

本町における現在の通知表は、観点別評価や所見欄などを活用しながら、児童生徒の学びの過程や努力、意欲、取り組み方といった、数値では測れない面も含めて、総合的に記録・伝達するよう工夫を重ねております。特に小学校低学年では、個々の児童の発達段階や個性

に応じた評価や所見の記述を重視しており、比較ではなく、一人一人の良い点や伸びを積極的に評価するように取り組んでおります。また、通知表だけでは伝え切れない児童生徒の良さや成長の様子については、個人懇談や家庭訪問などの機会を通じて、担任が保護者と直接顔を合わせながら、丁寧に説明を行っております。さらに、通知表の評価の見方や記述の趣旨が誤解を生まないよう、通知表の見方に関しても丁寧に説明し、保護者への理解を促すという取り組みも併せて実施をしておるところでございます。通知表の様式や運用方法については、各学校の実情や児童生徒の実態に応じて対応できるよう校長の裁量となっており、教育委員会が一律に通知表の廃止を指示・推進するものではございません。教育委員会といたしましては、学校現場の判断を尊重しつつ、その教育的意義を損なうことのないよう、各校の校長と協議を重ねながら、通知表をより効果的かつ発達段階にふさわしい形で活用していくよう支援をしてまいります。今後も児童生徒の発達段階や心理的側面に十分配慮しながら、通知表の在り方を含めた評価の方法について、学校現場の声を丁寧に拾い上げながら、継続的に検討し、子どもの健やかな成長と自己肯定感を育む教育環境の充実に努めてまいります。

○東議長 1番 長江議員。

○長江

はい、やはり小学校1・2年生というのは本当に一番大事な時期であって、よく小学校1・2年生の1年生を対象に小1プロブレムという問題、保育所・幼稚園で伸び伸びと育ってきたのに、いきなり学習というような時間を区切ってずっと座ってろというようなことで、そこにまたその上に評価が加わるということで、劣等感・優越感、さっき言った序列化というのが進んでしまって、そこから学校へ来れないというような子どももできる恐れがございます。先ほど言ったように、できるだけ子どもの本当に優越じゃなくて、その子の特性とか、そういうところに重点を置いて、今後とも教育の方を推進していただけたらと思います。これ先ほど言いましたように、全国的にも岐阜の取り組みというのは珍しい。全市立小学校、小学校全部がやめたというようなことで、これも一つの手段かなと思いますので、また今後、検討もしていただきたい、どちらがいいのか分かりませんが、そういうことも検討しながら、子どもが伸び伸びと育つような環境を整えていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、私の一般質問を閉じたいと思います。

○東議長

長江議員の一般質問を終わります。

議事の都合により、休憩します。(午前10時27分)

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。(午前10時40分)

一般質問を続けます。5番 富田議員。

○富田

議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

今現在、学童保育は、春休み、夏休み、冬休みの長期休暇期間に、小学生1年から3年生までの児童を家庭で見ることができない方を対象に、朝の8時から午後5時までの時間預かっていますが、私が約1年前に、預かり児童について、学年を1年延長して4年生まで延長預かりができないかと一般質問をいたしましたが、そのときの担当課長答弁では、収容人数は、今の人數で施設としては受け入れ人数がぎりぎりで入りきらないという状況で増すことが難しい。空いた施設があれば、今後、検討はいたしますと担当課長より返事をもらっていますが、今度、海部西保育所が空いてきたので、この施設を利活用して学童保育ができるか。保護者の方にとっても共稼ぎ世代が多いので、預かりができるれば、火災の心配、児童の安否等、安心して仕事に従事ができる、町にとっても子育て世代への環境整備促進につながっていくと思うので、町としてどういう利用方法を今現在考えているのか、担当課長、町長にお伺いをいたします。

○東議長 西宮子どもあゆみ保健課長。

○西宮子どもあゆみ保健課長

それではお答えをいたします。まず初めに、海部西保育所の利活用の検討状況についてでございますが、幼保再編により、令和7年3月31日をもって閉所いたしました海部西保育所の施設の概要についてでございますが、敷地が約1100平米、木造平屋で延べ床面積が約400平米、閉所時で定員が45名の保育所となっておりまして、現在の建物は平成8年に完成し、築29年となっており、経年による老朽化は進んでいる状態となっております。閉所後の利活用についてでございますが、子どもの施設でございましたので、まずは子どものための施設としての利活用の検討を進めておりますが、整備にかかる費用、維持管理コス

トや運営にかかる人材の確保なども含めて考慮する必要がございます。併せて、子育て世帯のニーズや地域の方のご意見も伺いながら、安全性、利便性、持続可能性など、多角的な視点から、利活用方法を検討していきたいと考えております。また、ほかの行政利用の可能性について検討を進め、行政利用が見込まれない場合には、広く民間による活用可能性についても視野に入れたいと思います。以上のように、まだ検討段階でございますので、最適な活用方法を精査し、その実現性について検討してまいりたいと思います。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

今の先ほどの担当課長の答弁では、広く検討もしていきたいというようなお話ではございました。それで、私も前のときにも質問をいたしましたが、先ほども申しましたとおり、空いたときは検討もしていただけるというて、前課長からも答弁をもらっておりましたので、今回ですね、西保育所が空いてきたのですね、間に合うたらですね、今年の夏から冬休みにかけて利活用をできないか考えてもらいたいなと思います。これにつきましてはですね、今現在、1年から3年まで、海南の保育所で共稼ぎのお子さん方のある所帯はですね、預かりの料金も少額ですが、お支払いをして見ていただいております。それで先ほども申しましたが、保護者の方にとって3年生までは見てもうて、3年から直に4年になったらもう家で面倒見といてくださいよというふうになりましたらですね、夏休みの長期間やったら約40日間家の中におらないかんというようなこともございますので、子どもさんの人数もですね、聞くところによると、去年は20人ぐらいの出生数というようなことでもございますので、ずんずん減ってもきておりますのでですね、保護者の安心安全のためにもですね、できるだけ利用して、できるような体制を取っていただきたいなと思うんですが、もう一度どんなんですか。

○東議長 西宮子どもあゆみ保健課長。

○西宮子どもあゆみ保健課長

お答えいたします。先ほど議員の方からもお話がありましたが、現在、夏休み等の長期休暇期間の学童保育は、三つの小学校の児童を対象に、小学1年生から3年生までの児童で、どうしてもご家庭で見ることができない方を対象に実施をしております。現在の実施場所は、

海南小学校の横にある海南こども館と、海部小学校近くの奥浦老人福祉センターで交互に実施をしております。1年生から3年生までの利用とさせていただいている理由といたしましては、昨年度の多い日で、30人を超える児童の申し込みがあり、施設の収容人数と安全な体制で実施するための指導員の確保の問題がございます。現在1カ所で、安全に事故なく見るために5人から6人の指導員の確保にも非常に苦労しております、現在でもぎりぎりで、何とか学童保育を維持している状況でございます。海部西保育所での実施ですと、収容人数は現在と同程度になると思われます。議員からのお話につきましては、地域や保護者の皆さまのニーズに対応できる体制ができるのか、費用面、効果なども含めたさまざまな利活用の案の中で検討してまいりたいと思います。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

海部西保育所の施設についてはですね、先ほども担当課長の答弁で、平成8年に建てて29年経過ということではございますが、見た限りですね、また建物自体が建築基準法でいうたら、耐用年数でいうたら、まだ半分来るか来んかぐらいの感じできかんと思いますのでですね、建物自体は、私の認識はまだ新しく、遊びは遊具等環境整備ができているので、学童保育には最適であると私は思います。それで方法といたしましては、いろいろ方法があろうかと思いますが、0歳から1歳の方をこっちの海南で見るとか、反対です。3歳から4歳児は海南保育所にするとか、0から1は西の保育所とか、ほれの反対の方向でもかまんのですが、できるだけ有効利用していただいてですね、そこらあたりの有効利用して、できるだけ保護者の方に利便性を与えていただけるように、配慮方よろしくお願いをいたします。

それではですね、続いて、第2点目の質問に入らさせていただきます。

海陽町にもふるさと創造支援補助金等、補助金制度はありますが、今後のことを考察したら、補助の種類を包括し、網羅した制度のパンフレットを作成し、町のPR活動に生かして、地域活性化につなげていかなくてはいけないと考えますが、担当課長、町長の考えをお聞きいたします。

○東議長 乃一産業振興課長。

○東議長 富田議員、ちょっと通告書の内容と違うようなところがあるらしいんですが、も

う一度質問、お願ひします。5番 富田議員。

○富田

ここですね、補助のもう一度言います、ほんなら。

海陽町にもふるさと創造支援補助金等、補助金制度はあります、今後のことを考察したら、補助の種類を包括し、網羅した制度のパンフレットですね、等を作成して町のPR活動に生かしていくいかということで、こういうようなパンフレットぐらいを作つてですね、作るというようなお考えはあるのか、ないのかということです。

○東議長 乃一産業振興課長。

(富田 今ないけんに、こらあたり今後のこと、今後のこと入れてですね。)

○乃一産業振興課長

ご質問にお答えいたします。海陽町ふるさと創造支援補助金等を拡充してですね、それに関する網羅したようなパンフレットを作成する意向あるかどうかとのご質問であったかと思います。

今現在ですね、各種補助制度につきましては広報等によりましてご案内しているところではございますが、それぞれの制度におきまして、補助の内容をですね、更新したり、改めたりした場合はですね、その都度、広報でありますとか、ホームページの方で周知しておりますので、議員おっしゃるような、それに特化した補助金パンフレットのようなものを作るかどうかにつきましては、作成に係る必要性等も考慮しまして、必要であれば制作したいと。従来どおりですね、広報活動とかホームページ等の掲載を通じまして、住民の皆さんには周知していきたいと考えております。以上でございます。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

今、担当課長の説明でも、きれいなもんには、網羅したような一括のもんやのうても、個々のやつで広報紙とかいうんで、PRをしよるというようなお話ではございます。それですですね、私もこの補助金制度をちょっと見てみました。見てみたら、最高が100万ですか

ね、補助ができるというようなこれだけでございますので、今後ですね、私が気にかけとるところの項目というのが入ってないということもございまして、今回ちょっと質問をほういう機会がありましたらですね、ほの項目を入れて検討してほしいなということで、今回ちょっと提案をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

それでですね、まず第1点目ですね、工事施設等の建設工事に対してですね、3割補助、上限500万ぐらいですが、できないか。これについてはですね、上限が上がるのが大変結構かと思うんですが、町の方の予算もございますのでですね、上限500万ぐらいということで考えております。

第2点目につきましてはですね、用地購入費の2割補助ができないかということで提言をしますので、そちらあたり1、2点について、先に担当課長より答弁をお願いいたします。

○東議長 乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

質問が2点あったかと思います。1点目の施設等建設工事に対して3割補助、上限500万程度ができないかというご質問についてお答えいたします。企業誘致に係る各種の補助制度につきましては、徳島県や県内市町においてもさまざまなもののが用意されているところでございます。各自治体の支援内容につきましては、大きく分けて税制上の優遇措置と補助金等の優遇措置の2本柱で構成されております。まず、県内の自治体の税制上の優遇措置では、業種、資本金規模、投下固定資本額等の適用基準を設けまして、固定資産税を一定期間課税免除または軽減する制度が設けられておりますが、本町におきましても、製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報通信サービス業におきまして、一定要件を満たす場合に、固定資産税について3年間の課税免除の適用を受けることができるようになっております。

次に県内の自治体の補助金等の優遇措置の状況でございますが、新規に地元雇用があった場合に、1人当たり年間20万円から50万円程度の雇用奨励金制度ですとか、事業用資産の賃借料の一部を補助するといったようなものがございます。海陽町におきましても、起業に係る初期費用を支援する海陽町ふるさと創造戦略補助金、上限100万円の補助制度を設けておりますので、新たに町内に営業所や工場などを設置する場合に活用いただける制度となっておりますので、この補助制度の活用も検討していただけたらと考えております。

また、県におきましては、令和6年7月に徳島バッテリーバレイ構想を策定し、脱炭素社会を見据え、蓄電池関連人材の育成と産業基盤を強化することで、蓄電池関連産業を徳島県

の新たな産業の柱として確立し、グローバルなカーボンニュートラルの進捗や経済安全保障に貢献するとして、さまざまな支援メニューが設けられております。こうしたことを踏まえまして、議員ご質問の施設整備に係る補助ということでございますが、人口減少や少子高齢化が進む本町の産業活性化を図る上で、企業誘致は有効な施策であると考えております。しかしながら、現状で施設等取得に係る費用へ直接補助するということは、他の自治体でもあまり例がございませんで、慎重に検討する必要があると考えております。なお、今回ご提案いただいたことにつきましては、今後の企業誘致支援制度の検討の中で参考にさせていただきたいと考えておりますので、その際には、議員のご意見、ご協力をよろしくお願ひいたします。

続きまして2点目の用地購入費の2割補助ができるないかというご質問についてお答えいたします。企業が海陽町内で事業を開始する場合に取得する用地の購入費の補助につきましては、業種や土地の使用方法、開発規模、場所など、さまざまな要因について検討する必要があると考えております。新規企業の町内への進出は経済的な面では大きなメリットがあると考えているところではございますが、環境面や防災面など、多方面への影響について考慮する必要があることや、事業の継続性等も考慮する必要があるため、現段階で積極的に用地取得に係る補助金を交付することは難しいと考えております。しかしながら、海陽町へ新規参入する意思がある企業にとって、他の自治体と比較して海陽町が魅力ある場所であるというアピールも必要と考えておりますので、例えば、土地や建物の賃借料に係る補助でありますとか、通信回線の使用料に対して補助金を交付するなど、事業用資産の取得そのものではないところで検討できればと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたしたいと思います。以上でございます。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

先ほどの課長の答弁で、できる範囲の賃借料とか、これらあたりの情報についての金額についてはやれるところは検討もしていただくということではございますので、まだ具体的には決まっておりませんが、もしこういうようなんが企業がですね、海陽町に来ていただけるというようなことありましたらですね、前向きに積極的に検討をしていただきたいなあと思います。

それでは、続いてですね、3点目の先ほど答弁の方でちらつとは出てきたんでございます

が、固定資産税、ほれと法人が来た場合ですね、法人町民税の3年間の免除措置ができないか。

あと、第4点目でございますが、社員が海陽町地域内の賃貸住宅に入居した場合に限り、月1万円の住宅補助ができないか。これにつきましては、私もこれができた場合はですね、ただし、海陽町への住民票移転が必須条件ということで条件を付けましてですね、海陽町に住んでいただけないかという考えておりますので、3点目4点目について答弁をお願いいたします。

○東議長 乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

固定資産税、法人税の3年間免除措置ができないかというご質問についてお答えいたします。現在、海陽町におきましては、海陽町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例が制定されております。この条例は、過疎地域内の産業の振興を図るため、海陽町過疎地域持続的発展計画、いわゆる過疎計画と呼ばれておるものでございますが、に記載された産業振興促進区域内、海陽町においては町内全域でございます、におきまして、要件を満たした事業の用に供する設備の取得等をした場合は、対象資産に係る固定資産税について3年間の課税免除、全額でございますが、の適用を受けることができるようになっております。

次に法人税の免除ができないかということでございますが、議員ご質問の法人税は法人町民税ということで答弁させていただきます。法人町民税につきましては、資本金や従業員数に応じて課せられる均等割と、国税である法人税の額に税率を乗じて得られる法人税割の合計によって課税されることになっております。現在、海陽町における税制上の優遇措置につきましては、固定資産税につきましては先ほど申し上げたところでございますが、法人町民税につきましても、この条例の要件を満たした事業用資産につきましては、租税特別措置法の定めによりまして、建物、機械等の資産について、通常の償却額に加えて、普通償却限度額に一定割合を割増償却額として計上することができますので、必要経費に含めることができますこととなっております。結果的に課税所得の圧縮を図ることで、間接的ではございますが、法人町民税の法人税を軽減することができることとなっております。税の大原則としまして、応能負担原則というのがございますので、これは日本国の税制度の根幹にある大原則でございます。言い換えますと、各人の収入や生活、企業業績の状況はいろいろありますけれども、

経済的な能力に応じて税を負担するということでございます。したがいまして、法人町民税の免除につきましては検討する余地はあるとは考えておりますが、現時点ではちょっと難しかなというところでございます。

続きまして、社員が海陽町地域内の賃貸住宅に入居した場合に限り月1万円の住宅補助ができるのか、期間は5年間程度というご質問についてお答えいたします。議員ご質問の住宅補助につきましては、企業が海陽町へ進出した場合に、町外からその従業員の転入が見込まれるということを想定しての提案であると認識しております。確かにあの住宅補助をすることで転入を促す効果が生まれるものと思いますが、それと同時にですね、海陽町民がその企業で雇用されて、企業の利益が町民へ還元され、それが税収につながるという流れをつくることも重要と考えております。

次にここ数年の雇用情勢でございますが、どこの企業も人手不足により、人材の確保が困難な状況でございます。これは既に町内で事業を行っている企業も例外ではございません。皆さま、さまざまな方法で労働力の確保に努められていることと思います。企業誘致施策につきましては、移住確保政策に似た側面があると考えておりますが、新規参入する企業、移住者だけを考えるのではなくてですね、町内の企業、住民、双方に公平な制度の構築を考えいかなければならぬと考えております。そこで今後、制度の検討をするにあたり、既存新規の分け隔てすることなく、新規に地元雇用することに対し、雇用奨励金のようなものを併せて考えていくことで、町内の産業全体を盛り上げていければと思っておりますので、その際には、議員のご意見、ご協力をよろしくお願いしたいと考えております。以上でございます。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

今、担当課長より、やれるところは考えておきますというような答弁でございますので、できるだけできる範囲のことは考えていただきたいなと思います。

それでは、質問の第5点目の会社が海陽町産で原材料を使用した商品について、ふるさと納税返礼品の対象にできないかという質問をさせていただきます。

○東議長 乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

会社が海陽町産で原材料を使用した商品について、ふるさと納税返礼品の対象にできないかというご質問についてお答えいたします。

現在、ふるさと納税の返礼品は、総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準に基づき定められているところでございます。基準につきましては、一例として、町内で生産されたもの、原材料の主要な部分が町内で生産されたもの、また町内で製造、加工などの工程の主要な部分を行うことにより、相当の付加価値が生じているものなどという基準になっております。また、この地場産品基準を満たしたものを総務省へ事前申請し、認められることで、返礼品として提供することができるようになっております。海陽町へ新規参入した事業者の商品がこれらの基準を満たし、なつかつですね、企業さまのご協力をいただけるものであれば、積極的に返礼品のリストに加えて返礼品の内容を充実させることで、寄附額の増加につなげたいと考えておりますので、そういう際にはですね、議員の働きかけや後押しをよろしくお願いしたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

こういうような品物がですね、海陽町産の原材料つこて製品ができたらですね、できるだけ返礼品に使っていただくようにお願いをいたします。

それでは続きまして、第6点目の水道使用料金の3割軽減措置を3年間実施できないかという質問にお答えをお願いをいたします。

○東議長 圓山上下水道課長。

○圓山上下水道課長

企業誘致に伴い、水道使用料金の3割軽減措置を3年間実施することはできないかという富田議員さんの質問にお答えいたします。

水道事業につきましては、原則、町民の皆さまの水道料金によって成り立っており、独立採算制で運営をしております。海陽町も人口減少に伴い、料金収入も年々減少しております。水道施設等においても老朽化が進んでおり、ますます水道事業の経営は厳しくなっているのが現状でございます。上下水道課でも経営の実態や将来の推計、課題などを共有しまして、

経営の効率性を高めるために企業努力を行っているところでございますが、基本的には水道料金で必要な経費が賄われてなければなりません。経営が悪化し、困ったからといって、一般会計から不足分を繰り入れてもらえるわけでもございません。また水道料金は、日常生活に直接影響を与える公共料金であることから、公正で妥当なものでなければならず、公平性が求められます。このことからについては、地方公営企業法や水道法の中でも定めております。今回の軽減措置につきましては、水道経営の悪化につながる可能性もあり、また、誘致企業だけに軽減制度の適用ということは不公平さを生じるため、現状では困難であると考えております。繰り返しとなりますと、水道事業者では、町民の皆さんに安心安全な水を安定的に供給できるよう、また、安定的な水道事業の運営、経営のために努力するところでございますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

水道担当課長の説明では、こういうようなお話をございました。私も考えてみたんですが、これ水道の方は特別会計なので、今の話では、軽減措置を行うことは住民の不公正さが生じ、また、住民に負担がかかる可能性もあるということなので、理解はいたしました。それでは今後も健全な経営に努めていただき、できるだけ水道料金の値上げをしないよう努力していただきたいと思います。

それで、町長の方にお尋ねをいたします。先ほどの件なんですが、一般会計の方から繰入金をするとかいう方法は考えられませんか。金額的には少ないとと思う。一般会計は水道会計に入れる繰入金、こういう方法が取れんのんかな。

○東議長 浦川総務課長。

○浦川総務課長

富田議員からのご質問で、企業誘致に係る水道料金を減免、軽減した場合に一般会計から補填ができないかというご質問であったかと思います。

先ほど上下水道課長、答弁したようにですね、水道会計としては独立採算制が大原則で、料金を負担していただける方に公正妥当なものでなければならないというのが基本でございます。その軽減をした後の一般会計からの補填、繰り出しについて、法令上可能かどうか

というのは今ちょっと持ち合わせてないので、実施可能かどうかいうのが、この場でちょっと答弁できないものなんですが、産業振興課長お答えしましたように、議員からのお話るる制度設計についてご提案いただいたところではございますけども、そういったところへ補助、海陽町に企業誘致するというのは総合的なところの対策、また魅力の発信というふうなものが必要であるかと思っておりますので、水道料金だけの話ではなくて、海陽町に進出するという気持ちになっていただけという機運の醸成が必要であるかというふうに考えております。以上でございます。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

町長、私の方である6点ぐらい項目についてお話をさせていただきましたが、その全般についてのですね、感想とか町長のお考え、今現在お持ちでしたらお聞きしたいと思います。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。水道料金の軽減以外のものに関しましてはですね、さまざまな制度もいろいろと課長の方からありましたけれども、町独自にするに当たっては、当初の持ち出しというのが非常にマイナス要素が強く出るために、短期的な費用対効果を考えると、町の公金を使う面においてはリスクもいろいろ考えてやらなければならない部分であると思います。しかしながらですね、水道料金に関しましては、今までなかった水道料金が短期でも3年間7割入ってくる、プラスされるということ、そしてまたそれ以降は、もし企業が残れば10割は水道料金に反映してくるということでありますので、現行の地元業者とのやはり公平性ですね、そこを担保できるんであればですね、なかなか町の方からお金を入るというのは今ちょっと難しいのかなというふうなところもあるんですけども、公営企業の中でですね、少しでもプラスになるんであれば、圓山課長に頑張っていただくのも一考かなというふうには思います。

企業誘致に関しましては、目に見える雇用の創出とか、また経済波及効果、そして税収の増加や消費の拡大、そして技術やノウハウの流入やまた有名企業であれば、地域のブランドイメージの向上など、本当に地域にとって非常に大きなメリットがあると思います。逆にデ

メリットとすればですね、やはり税制の優遇とか、補助金の支給、そしてまた土地の格安提供やインフラ整備など多額の費用がかかって、また誘致した企業が期待どおりに成長しなかったり、撤退をしたりした場合に投じた費用が無駄になるというリスクもございます。また、新規参入企業が地元の中小企業と競合して、地元企業の経営を圧迫する懸念や、そしてまた新規企業だけの優遇措置による地元企業との確執の問題、さらには地域文化に合わなかったり、既存の住民とのトラブルなど、さまざまな懸念材料もございます。町が主導して企業誘致を成功させるためには、これらのメリットとデメリットを総合的に考慮しまして、地域の特性やまた将来ビジョンに合致した企業を選定して綿密な計画とリスク管理を行うことが不可欠であると思います。現在、海陽町ではサテライト・コワーキングセンター城山荘を設置をしておりまして、年間3万円でサテライトオフィスとして使っていただけるようにもなっておりますので、まずはお試しをいただければと思います。基本的な考え方としましては、地元企業に特産品開発補助金とか、またふるさと納税の取り組みなど、どんどん参画をしていただく中で、まずは現行の地元企業の育成を図ってまいりたいと考えております。ただし、企業が来ることによって町の様相が変わるような、一流企業からの申し出で、海陽町に何らかの条件を求められた場合には特殊事情として考慮した上で、そのタイミングというのを逃してしまわないように、政治的に対応してまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いをいたします。

○東議長 5番 富田議員。

○富田

そういうことで、町長の答弁でそういうことではございましたので、できるだけこれは未来のことではございますので、ほいうような企業がですね、海陽町に触手を伸ばしてですね、来たろうかというようなときは、できるだけ検討も積極的に検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、私の一般質問は終わります。

○東議長

富田議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。4番 佐川議員。

○佐川

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、ラーニングについての質問です。

この件につきましては、先に一般質問をされた長江議員と同様の内容となります。既にご答弁において、9月導入に向けて進めているとのご説明がありました。現在、大阪・関西万博が開催されております。高学年の児童や中学生は万博見学の機会がありますが、低学年の子どもたちは学校行事として訪れるることはできません。今回の万博は55年ぶりの開催であり、世界を体験し、学ぶまたとない貴重な機会です。低学年の子どもたちにもこうした体験ができるようラーニングの制度を活用できるように、9月導入に向けて着実に進めていただきたいと強く希望いたします。

以上で、1点目のラーニングについての質問を終わります。

次に2番目の質問をいたします。デュアルスクールについての質問です。

デュアルスクールとは地方と都市の二つの学校を行き来し、双方で教育を受けることができる新しい学校の形です。都市と地方をつなぐこの制度は、交流人口や関係人口の増加による地方創生等、少子化への対応、そして子どもたちに豊かな体験機会を提供することを目的としています。地方と都市の学校を結ぶ教育環境を創出することで、地方と都市双方の視点を持つ人材を育成するとともに、二域居住や地方移住の促進にもつながります。徳島県ではこの事業を県のモデル事業として推進してきましたが、令和7年度をもって県事業としての取り組みは終了します。令和8年度からは、それぞれの市町村の判断と体制の下で実施となります。既に各市町村教育委員会には県から説明があったものと思われます。現行の学校教育制度では、1人の児童が二つの学校に同時に籍を置くことは認められていません。そのため、デュアルスクールでは、区域外就学制度を活用し、住民票を都市部に残したまま、保護者の短期居住に合わせて、本県の学校に学籍を一時的に異動させることで実施しています。この学籍異動により、受け入れた学校での就学期間は正式な出席日数として認められています。また、1年の間に複数回行き来することも可能です。これまで受け入れ校にはデュアルスクール派遣講師が配置され、児童生徒の学習や生活支援都市部の学校との連絡調整などを行っています。

本町では2019年に宍喰小学校で初めて受け入れが始まりました。その後、海部小学校や海南小学校でも数組の児童が受け入れられております。着実に実績を重ねています。デュアルスクールがもたらす効果として、対象児童は地方と都市双方での生活を体験することによる多様な価値観の醸成、保護者としては新たな働き方やライフスタイルの実現、子どもと過ごす時間の増加、移住に向けた教育環境に対する不安の軽減、受け入れ学校生徒は新しい

人間関係づくりや学校の活性化、地方と都市の違いを知る機会の創出、地域のよさの再発見、受け入れ地域としては、交流人口関係人口の増加による地域活性化や移住促進が挙げられます。来年度からの取り組みについて、本町としてはどのように対応していくのか。また、継続的な実現のためには予算化も必要になると思います。本町の取り組みの方針をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○東議長 森崎教育次長。

○森崎教育次長

デュアルスクールについてということでご質問にお答えをいたします。

デュアルスクール事業につきましては、これまで徳島県が県モデルとして推進をしてまいりました。しかしながら、令和7年度をもって県の事業としての取り組みは終了し、令和8年度からは各市町村の判断と体制の下で実施されることとなっており、この件について、先日、県教育委員会より説明がございました。まず、デュアルスクールについてでございますが、佐川議員おっしゃるとおり、現行の学校教育制度では、二つの学校に籍を置くことは認められておりません。そこで、デュアルスクールは区域外就学制度を活用することによりまして、都市部に住民票を置いたまま、保護者の短期の居住に合わせまして、本県の学校に学籍を異動をさせています。本町では、議員のお示しのとおり、2019年に宍喰小学校が県内初の受け入れを開始して以来、海部小学校、海南小学校でも積極的にデュアルスクール児童を受け入れてまいりました。本事業は、児童生徒にとって多様な学びの機会を創出し、教育的効果はもちろんのこと、学校、地域の活性化にも大きく貢献しているものと認識いたしております。デュアルスクールがもたらす対象児童生徒への効果は、体験機会の拡大や学力向上への寄与、地域住民との交流促進などであり、本町の将来を担う子どもたちにとっても、新しい人間関係づくりの体験や我が町の良いところの再発見など、新たな価値観と出会うきっかけになっています。つきましては、このデュアルスクールの事業の良いところを生かしながら、子どもたちの学びの活性化や移住促進のために、本町独自の事業として継続していくことも視野に入れまして、検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

今、教育次長から答弁をいただきましたが、その中で、教育的効果や学校や地域の活性化に大きく貢献しているということですが、実際に来た生徒と交流したことにより、どういう影響があったのか、お伺いしたいと思います。

○東議長 三浦教育長。

○三浦教育長

お答えをいたします。次長の答弁と少し重なるところがあると思うんですが、本町の小学校、中学校もそうですが、全て1学級でクラス替えをすることができません。このデュアルスクールを通じて来た子どもたちは、本町の子どもたちとは違った価値観であったり、考え方であったり、いろんなこう生活環境の違いがあります。その違いによって、子どもたちがお互いの地域の良さ、特に本当に本町の子どもたちの本町の地域の良さを改めて知ったりとか、それから知らない町への、デュアルスクールのことで知らない町をのぞいてみたいというような興味・関心が湧いてきたりとか、それから、特にデュアルスクールで来た子どもたちが授業中によく挙手をし、発表するそうです。それに連られて、本町の子どもたちも活発に発表する回数が増えてきたと。そういうやうないい刺激をたくさん受けたということを学校長からは聞いておるところです。本当に教育的なこのデュアルスクール制度で、本町を活用することで非常にたくさんの今話した（不明）でもあるんですが、教育的な効果がたくさん見られると。これが移住につながったかどうかちょっと私もはつきり分かりませんが、関係人口の増大というのが十分ありましたし、また、来た保護者も地域とつながることで、地域の活性化にも寄与してきたんじゃないかとそういうふうに考えております。先ほど次長も答弁いたしましたが、こういう教育的効果がいいものがあるので、今まで県がやっていたのは、本当に県のこのデュアルスクールのための準備、要綱であったり、PRであったり、それから受け入れの手続き、そして、受け入れて、受け入れるのはこっちの学校なんですが、受け入れた後の振り替えと、なかなか県が県教育委員会とか委託業者にしていたことを海陽町単独で全てやることは非常に困難ですが、次長の答弁のとおり、海陽町のできる形で継続を検討していきたいと、そういうふうに思っております。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

今教育長から答弁をいただきましたが、お互いに対してもいい刺激になったり、地域活性化につながっているのではないかということを言わされました。海陽町はなぜ人気かっていうと、お試し住宅があるので何かすごく人気なようです。この事業は、先ほど教育長も次長も言わされたとおり、双方にとっても良い事業だと思うので、ぜひとも町独自の事業として進めていっていただきたいと思います。

教育熱心な町長に、このデュアルスクールについてどう思われているのか、お伺いしたいと思います。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。先ほどの教育長の話とほぼほぼ一緒になると思うんですけども、私自身もですね、やっぱり良い制度というのは続けていくべきだと思います。しかしながら、本来、県が制度設計をして、数年後に町村に移行して続けていく前提の制度を作ることのあれば、うまく町村に行き着いていただけるようにしないと、続いていかないというような面もありますし、今回は県が撤退するということでありますので、教育長からもありましたけれども、予算や受入体制を考えると同じような形態というのはなかなか難しいというふうに思っております。新たな海陽町版のデュアルスクールというのを考えて、現行の制度にこだわらず、お客さま扱いもせず、無理なく運営していくような形をつくり取り組んでいければ、子どもたちにとってもプラスになると思いますので、目的意識をしっかりと持った上で、海陽町の教育委員会として取り組んでいただければと思います。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

さっき教育長が言われましたように、今までであれば、この手続きとか、この先生の配置などが大変だったということをお伺いしました。それとは別に移住者とか、そういうふうな人も含めて、海陽町独自な施策事業として取り組んでもらいたいと思います。また、これは児童生徒にとっても教育効果があると先ほども言わましたが、また、地域活性化や移住促進にもつながると思うので、これからいろいろ施策というか考えていただき、早急な実現に向けて取り組んでもらいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、3番目の質問をします。小学1年の壁についてです。

小学1年生の保護者として、小1の壁と呼ばれる課題があります。保育所に通っていた頃は18時頃までの預かり保育があり、フルタイムで働く家庭でも安心して子どもを預けることができていました。しかし、小学校に入学してからは放課後子ども教室が17時で終了してしまい、保護者の終了時間と合わない現状があります。保育所は福祉政策の下で、保育の必要性に基づいた長時間保育が実施されています。また一方、放課後子ども教室は、文部科学省の事業で、地域の見守りや教育や教育的意識を重視しているため、運営時間が比較的短く設置されています。こうした背景も理解しておりますが、保護者にとっては、就労と子育ての両立が非常に困難となっており、特に低学年のうちは支援が必要です。放課後子ども教室が5時に終わった後、図書館で6時まで過ごすこともできます。それも1年生の保護者は知らない方もいるのではないかと思います。また身近に見守ってくれる人がいると心配もありませんが、全ての家庭がそういうわけではないと思います。1年生はまだ学ぶ、集団で過ごすことの土台をつくっている時期です。安心できる場を提供することが大切ではないかと思います。

そこで質問します。このような小1の壁について、これまでの保護者からの声や要望が届いていたと思いますが、どのように対応してきたのでしょうか。また、少子化が進む中、手厚い支援が必要であり、長期休暇、夏休み、冬休み、春休みには学童があります。また、幼稚園から小学校1年に入学するときの春休みについても預かりはあります。共働き、またひとり親家庭等において、放課後の時間延長や子どもが安心して過ごせる場所の確保など、子育て支援対策を含めて対応はできませんか。

○東議長 池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

お答えいたします。議員ご指摘の小学校1年生の壁については、小学校に入学すると、幼稚園での延長預かり時間と比べ、子どもたちが1人で過ごす時間が長くなり、入学を機に仕事と家庭の両立が難しくなるなど、保護者に起こる壁であると認識しております。本町教育委員会では、子どもたちの放課後の安全安心な居場所として、町内小学校に在籍する全ての児童を対象に放課後子ども教室を運営しております。現在、海南・海部・宍喰3地区合計197人、8割を超える児童が利用登録し、必要に応じ利用しております。基本的に学校給食のある日に開設しております。海南・海部地区は終業後から午後5時まで、宍喰地区は小学

校の教室を利用していることから午後4時40分までとなっています。保護者の迎えが必要な児童で、迎えが午後5時を過ぎる場合、海部地区では放課後子ども教室の職員が対応しており、海南・宍喰地区では図書館で過ごせてももらえるよう、図書館と連携し対応しているところでございます。放課後子ども教室は、留守家庭の児童を対象とした学童保育と設置目的は違いますが、子ども子育て支援の役割を十分に担っているものであると考えております。ご提案の放課後子ども教室の時間延長につきましては、安全管理員の人員不足や高齢化などにより、時間延長に伴うスタッフ体制を整えることができないため、現時点での実施は難しいと考えております。町内では、放課後子ども教室利用後の預かりにも対応できるファミリーサポートセンターが設置されております。令和4年7月からは、町の補助金によって1時間当たり500円、ひとり親家庭や移住3年以内の方は1時間当たり300円で利用できるようになっております。令和4年度からは、利用件数も順調に推移しており、令和6年度は利用実績390件となっております。今後は既存の子育て支援サービスを十分に活用していく中で、子どもあゆみ保健課ともさらなる連携を行い、放課後児童の支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

今、答弁をいただきましたが、放課後の時間延長についてはスタッフ体制などで難しいということですが、それに代わるものとしてファミリーサポートセンターの利用ができるっていうお話をありました。このファミリーサポートセンターの詳細を保護者であってもあまり知らない方もいると思うので、そのファミリーサポートセンターの詳細の利用方法とか、条件と周知はどのようにしているのか、お伺いしたいと思います。

また、池田課長の答弁の中にもありましたように、町の補助により390件という多くの方が利用しているということでしたが、その利用者はどのようにして利用しているのかもお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○東議長 西宮子どもあゆみ保健課長。

○西宮子どもあゆみ保健課長

お答えいたします。かいようファミリーサポートセンターは、子育ての援助を受けたい人

と援助を行いたい人が、それぞれ依頼会員、提供会員となり、双方を結び付け、地域で助け合う会員制の組織として平成27年7月に海部庁舎3階に開所いたしました。以来、会員数は令和7年3月末で296人となっております。利用条件は、0歳から小学6年生までのお子さんがいる町内に在住、通勤されている方になります。ファミリーサポートセンターを利用するには、まず会員登録を行っていただきます。登録は無料となっております。会員登録後、援助が必要な場合にセンターに相談し、援助を提供できる提供会員とのマッチングを行います。事前打ち合わせを済ませた上で援助活動が開始されます。援助終了後に提供会員に利用料を支払うという流れになります。周知方法でございますが、子育てのイベントでのチラシの配布やポスターの掲示、また令和7年度改訂版の海陽町で行っている子育てサービスを1冊にまとめた子育て情報誌「すぐすぐ海陽っ子応援BOOK」を町内の保育所、子ども園、小学校から保護者へ配布をさせていただきました。加えて、広報紙を活用し、6月から毎月、ファミリーサポートセンターのお知らせのスペースを設定し、周知を図っております。令和6年度のサポートの内容についてでございますが、保育所や放課後子ども教室、子どもの習い事などの送迎が101件、保育所や放課後子ども教室の開始や終了前後の預かりが24件、保護者の仕事や体調不良、育児疲れなどのリフレッシュでの預かりが196件、病児・病後児預かりが56件などとなっております。先ほど池田地域つながり課長の答弁にもありましたが、令和4年7月から利用助成制度を開始し、また、令和5年10月からは病児・病後児預かりを開始するなど、子育てのニーズに対応し、より利用しやすくなるよう取り組みを実施しております。

○東議長 4番 佐川議員。

○佐川

ファミリーサポートセンターの名前は知っていたりしますが、詳細のことについてはそれほど皆さん知らなかったと思います。今回、利用状況によって送迎とかがあるということですとでも利用しやすい環境にあると思います。周知についてはポスターとか、あんまり見たことがないですが、パンフレットとか配布していますが、パンフレットに目を通さないと、それも周知できていないということになると思います。けれどもこの6月から広報にファミサポの情報発信をするということで、それはすごく期待しております。今まで知らなかった人もこのファミリーサポートセンターを6年生まで活用できるということなので、皆さん知って活用してもらいたいなと思います。これからの時代こういうことというか、ニーズが増え

てくると思いますので、既存のサービス、このファミサポとか、この子ども教室などを含め、今まで以上に教育委員会と子どもあゆみ保健課と連携を取っていただいて、安心安全な子育てができるために、子育て支援体制の充実に力を入れてほしいと思います。

これで私の質問を終わります。

○東議長

佐川議員の一般質問を終わります。

議事の都合により休憩します。(午前11時55分)

○東議長

休憩前に引き続き再開します。(午後1時30分)

一般質問を続けます。2番 木内議員。

○木内

それでは一般質問をただいまから始めます。

我が海陽町も少子高齢化に伴って、近所で子どもを見かける機会が少なくなってしましました。海陽町の広報紙はいろいろありますが、まず議会だよりに、海部西保育所今までりがとう、また海南保育所餅つき大会、広報で子ども園開園式、公民館報で共楽運動会と立て続けに幼児の写真が多く掲載されています。特に表紙の幼児に当たって保育所や保護者との連携が取れているか、最終の審査、責任者は誰がするのか、発行までの手順を説明してください。

○東議長 岩佐行革政策課長。

○岩佐行革政策課長

広報紙の編集において、使用する写真の承諾や確認などについて、どのような手順で行っているかについてのご質問にお答えいたします。

広報紙の編集の手順といたしましては、各担当課において作成した記事原稿を広報担当課であります行革政策課で取りまとめ、ページ配置を行いまして、編集会議において、全体の構成などを確認いたします。印刷会社から上がった校正原稿を職員全体に共有し、各課において、主に所管の記事の確認をし、修正・再校正・確認の作業を行っております。全ての修正が反映された最終校正を広報担当課で確認、校了後、印刷の工程へと進めております。使

用する写真につきましては、原稿を作成する担当課が準備しており、表紙につきましては、広報担当課が作成をしております。各団体から提供いただく写真を使用する場合もありますが、職員が撮影する場合には、事前に口頭にて撮影の許可をいただき撮影をしております。特に人物の写真は、イベントなど不特定多数の方を撮影する場合は、個人が特定されにくいうなアンダーライトで撮影したり、被写体ご本人に許可をいただくなどの対応をしております。学校や園などでは、年度初めに一括で保護者から承諾を得ているケースが多いため、学校や園などに使用の目的を説明した上で撮影させていただいており、都度、保護者の方お一人お一人にご確認いただくことは行っておりません。以上でございます。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

今回ですね、写真差し替えのケースは保護者に確認をしていなかったということが原因であるというわけですね。今後どういうふうにするのか、お尋ねします。

○東議長 岩佐行革政策課長。

○岩佐行革政策課長

今後の対応方針、改善策についてお答えをいたします。

人物の写真、特に子どもたちの写真につきましては、広報紙の魅力につながる要素である一方で、安全面の観点からも個人情報への配慮が大変重要であると認識しております。広報紙は印刷物として配布されるだけでなく、ホームページでも公開されることを念頭に置き、さらに慎重に対応をしてまいります。具体的には、校正の各段階、特に最終校正においては担当課だけではなく、複数人の多様な視点で確認をするように改善を図ってまいります。学校や園など人物の所属が特定できる場合は、校正原稿を関係機関に必ず確認いただくことを徹底してまいります。また、写真等の取り扱いについて具体的なチェックリストを作成し、これまで以上に、慎重に写真選定における配慮と確認を強化してまいります。これらの方針に沿って、プライバシーに十分配慮しながら、安全で魅力的な広報紙を目指し、広報活動を行ってまいりますので、引き続きご指導をよろしくお願いいたします。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

広報は回収できますが、ホームページに公開されたら消えません。複数の多様な視点で確認するのは当然ですが、最終的な校正に新たなチェック機関を、どういうメンバーで、誰が責任者で、どういうふうに組んでいくのか、お聞きしたい。

○東議長 岩佐行革政策課長。

○岩佐行革政策課長

最終校正におけるチェック体制についてのご質問にお答えをいたします。

広報海陽につきましては、毎月1回の発行ということで、編集作業のスケジュールが大変短いことから、現時点ではなかなか最終校正の時点で多くの方にチェックをしていただくという体制がこれまで取れてきておりませんでした。今後、議員のお話のとおり、どういったメンバーでチェックをしていくかというところも含めまして、検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

今回のですね、件に関しまして、既にもう関係者、保護者、既にこのあたりの了解を取っているのか、また広報は回収できるのか。回収してください。

○東議長 岩佐行革政策課長。

○岩佐行革政策課長

発行した広報の回収についてでございますが、回収については大変申し訳ない思いではおりますが、全ての広報紙を回収することは可能ではないと考えております。ただ、公共施設等に配布した広報紙につきましては回収してまいりたいと考えております。以上でございます。

○東議長 2番 木内議員。

○木内 これ関係者、それに保護者、既に了解を取っておりますか。

○東議長 岩佐行革政策課長。

○岩佐行革政策課長

お答えします。保護者、関係者への了解の件でございますが、先ほども編集の過程のところで説明いたしましたように、一括での承諾を得ているということで、個別の了解というのはいただいているないというのが現状でございます。

○東議長 2番 木内議員。

○木内 今後、保護者から回収の要請があれば受けますか。

○東議長 岩佐行革政策課長。

○岩佐行革政策課長

配布した広報紙の回収の件でございますが、回収につきましてはできますということは言えないです。既に処分されている方もいると思うので、回収はできませんが、先ほどもお答えしましたが、公共施設等で回収は可能なものについては回収してまいりたいと考えております。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

ホームページの方ではすね、写真を差し替えて、これも不手際がありまして、一度差し替えてまた2度目の差し替えをしとんですけども、逆にこらあたりももう少し相談をしてやればよかったですですが、初めからすっぱりと変えてしまった方が良かったと思うんです。逆に1回目の差し替えで、余計前のイメージを彷彿させた。誠に恥ずかしいよとのことなんですけども。やっぱりこういうことを思いますと、やっぱり保護者にしてみれば、ぜひ回収してほしい、特に思います。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。広報の発行は海陽町となっておりますけれども、海陽町ということは人的には町長ということありますので、広報海陽の紙面で不備があったということは、私の責任でございます。ウェブサイトでの写真差し替え等々あったことを、本当に申し訳ございませんでした。紙面で公衆にお詫びを記事を出すのが良いのか、また個人情報などが絡む場合は違う対応をした方が良いのかの判断は、時々の状況判断であると思いますので、より迷惑をかけないように早急に対応してまいりたいと思います。先ほど課長の方からもありましたように、まずは図書館とか、また公立病院など公共の場所においてあり、みんなが目に触れるところに關しましては早急に対応をしたいと思います。そしてまた、町のウェブサイトで正しい情報を公開をしてまいりたいと思います。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

町長、これ保護者からどうしても回収してほしいという要請があれば、どうします。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

町の広報というような意味合いもありますし、また公的な部分、そしてまた、全戸に配布をしているというふうなところもありますので、広報紙の反面、チラシ的な部分の意味合いもございまして、その辺りもしそういう申し出があればですね、また保護者の方ともいろいろお話をしながら対応策というのを検討してまいりたいと思います。

○東議長 2番 木内議員。

○木内 後になって回収するというのは逆に後手になるんで、やるんだったらすぐにやる。回収する気がないんだったら、ここはもうやっぱり保護者を説得する、どうですか。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

先ほども申しましたようにですね、その時々の状況判断で、よりご迷惑をかけないように、例えば個人情報でありますと、ほぼほぼ多分、分からない、気づいていない方も知ってしまうような状況にもなりかねることもありますので、その辺り細心の注意を払っていかなければならぬと思っておりますので、その辺りは、もしそういう場面があればご相談もしながらですね、対応策は両者が納得いくような形の最善策を考えていければと思います。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

ここは町長がやっぱり出て行って、やっぱり直接に、やっぱり保護者に謝罪をして、回収はできないけれどもという話をするしかないですね。もう既に各町内には広報が出回っております。それを回収するというのはなかなか難しいと思いますから、ただ、その努力はしてやらなければ、保護者はなかなか許してくれないと思います。以上です。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

先ほどもお話もしましたけれども、広報の発行というのは海陽町というふうになっておりますけれども、海陽町というのは人的には私の責任であるというふうなところでありますので、必要であれば、その辺り、私が出向くというふうなことも考えていきたいと思っております。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

はい。それはお願いしておきまして、次の質問にいきます。

3月の議会でですね、教育委員会の任命についてを質問いたします。

教育委員は議会の同意を得て任命するとあります、3月の議会で、その説明にこういう説明がありました。1名の任期途中での辞表が出たから、新しい人を残り任期に登用すると説明がありました。任期途中での辞職を申し出た委員の理由に、一身上の都合である。再度、確認したが同じであって、理由を教えてくれないので分からなかつた。また新規に登用した人の推薦理由は保護者であるというだけで、経歴人物の説明も全くありませんでした。教育委員の説明を信じて、私は教育委員の賛成いたしました。ところが、海陽町教育委員会の中にはですね、保護者代表の教育委員がおられなかつた。地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのを読んでみると、教育委員の中に保護者であるものが含まれるようにならなければならないと。教育を受ける児童生徒の保護者の視点を教育行政に反映させるため、保護者が委員に選ばれるようにしなければならないと、こうなっております。ということは、この3月の議会の新たな教育委員さんの承認までに誰も保護者枠の代表がいなかつたと、こういうことですか。確認したいです。

○東議長 森崎教育次長。

○森崎教育次長

はい、質問にお答えをいたします。おっしゃるとおり、その際には保護者の委員はいらっしゃいませんでした。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

ということは、海陽町教育委員さんの中にはですね、保護者枠の代表は誰もいなかつた。これ何年間ぐらい続いたんですか、これ期間が。

○東議長 森崎教育次長。

○森崎教育次長

お答えをいたします。令和6年の5月の28日から令和7年の新しい方がなるまでの4月の30日までございます。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

ということは、それまではおったわけなんですね。保護者代表枠の教育委員さんが。今回、その保護者枠の教育委員さんがいなくなつたもんですから、これは誰かを登用しなきやいけないという理由で誰か1人辞めさせたと、こういう意味ですか。

○東議長 森崎教育次長。

○森崎教育次長

お答えいたします。教育委員の再任の議案提出時にですね、保護者の解釈が教育委員会の方が間違つておったことが分かりまして、委員の中で、保護者としての立場で任命された委員に事情を説明したというようなことでございます。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

ということはですね、この教育委員さんの中にはですね、辞めとうなかつたんやけど、教育委員会の意向がほういう意向やつたら、私が引いてあげるわと、こういうことですか。お答え願います。

○東議長

議事の都合上、小休します。(午後1時53分)

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。(午後1時54分)

○東議長 三浦教育長。

○三浦教育長

先ほど次長が答弁したように、1年近く、保護者の方が教育委員の中には入っていません

でした。で、こういうことに至った理由としては、教育委員の任期からそういうあたりにつきましては教育委員会が所管しておりますので、この保護者という認識が私たちが甘いところがありまして、大学生や学生がいたので、大学生がいるので保護者であるという認識がありました。で、ちょうどその今回の教育委員さん的人事案件を出すときに、そういうことがちょっと、中でちょっと指摘がありまして、県教育委員会等に確認をいたしました。保護者というのはどういう方が保護者といいくのかと。保護者の規定というものが事細かに書いているものはないんですが、県の教育委員会の見解は、文科省の見解では未成年、つまり今だったら18歳になるまでのお子さんがいるのが保護者であると、そういうことを聞きました。それまで今まで私の全ての責任でそういうところが認識甘いところがありまして、いけると思ってたのが、そういうことが分かったので、これをもうこれは法的にありますので、やっぱりすぐに対応しなければいけないと。そういうところで、先ほどちょっと次長が答弁いたしましたが、一番任期も長くて、特に入ったときに保護者であった方に、まず事情を説明をいたしました。こちらから辞めてくれとかそういうんではないんですが、やっぱり現状をするためには、分かった時点でそのまま放置はできないので、そういう形で最初に一番長かった方に事情を説明して、その方の方から、それだったら私が、自分も子どももそういうふうに大きくなっているので、私の方は辞めるという形で、話でした。はい、以上です。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

これ今までにね、教育委員の会議の中でね、この教育委員の保護者枠がいないということは議論されてなかつたんですか、1回も。

○東議長 三浦教育長。

○三浦教育長

絶えずその辺りの保護者を入れなければいけないという法的な根拠がありますので、次のどのタイミングで保護者を変えていかなきやいけないという議論は、教育委員会事務局の中ではありましたが、先ほどお話しさせていただきましたように、こちらの認識がそういう大学生がいるんだったら保護者であるという認識でいたので、そのタイミングが、変えるタイミングは私たちが間違つておったというところです。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

教育長、海陽町の教育行政を預かる教育長がやねえ、保護者の認識が18歳、んな甘い甘い。町の教育長は義務教育の範疇にあるんですから、それが大学や高校や関係ないですよ。もう常識的に考えて、町の教育行政は小・中義務教育であると私はほう思うんですが、どうですか。

○東議長 三浦教育長。

○三浦教育長

一応の法的には、現在、私が認識したところはもう未成年、だから18歳になるまでが保護者である、18歳になるまでのお子さんがいる方が保護者であるというところですが、木内議員をおっしゃられますように、特に町の教育のいろんなそういう学校とかそういうあたりのご意見をいただくには、小学校、中学校にお子さんがいる方がいつもいるというのが一番望ましいのではないかと、私もそういうふうに思っております。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

教育委員会の会議は常にですね、議事録をとって開示しなければならないとなっておる。この中にこういう機会がありましたか。今回の要するに、保護者枠の教育委員さんの議論はあったんですか。

○東議長 森崎教育次長。

○森崎教育次長

お答えをいたします。毎月、実施をいたしております定例教育委員会は、はい、議事録とっておりますが、木内議員おっしゃるような、保護者枠とかこういうような関係も含めた中でのお話の方はございませんでした。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

ということは、3月議会であなたが説明した、要するに一身上の都合で辞職したという、これは嘘なんですか。

○東議長 三浦教育長。

○三浦教育長

辞職願はご本人が提出された。で、理由としては、一身上の都合で辞職するという形で提出をされました。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

教育委員さんが任期途中で辞めるやいいうこと、まずないんですよ。で、今回初めてね、教育委員さんが任期途中で辞める代わりに新しい人を推薦したわけですけども、教育委員さんですから円満な方で、そういう教育委員会の現場を見てですね、辞表を提出したんだろうと思うんですけどもね。ただやっぱりそこへ来るまでにですね、教育行政を預かるもんがですね、なぜここまで気がつかなかつたかということ。

○東議長 三浦教育長。

○三浦教育長

もう本当に私の認識不足で、こういうような状況を招いたことは、本当に教育行政を預かる責任者として深くお詫びを申し上げます。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

ということは、教育委員会の会議の中ではですね、保護者枠の議論は一切なかったということなんですね。ここに来て、その再任される方と新任の方の議会の承認を得るために、急遽ここで変えたと、こういうことなんですね。これね、むしろこれ途中でね、任期途中で辞職するんじゃなくって、その前のタイミングだったと思うんですよ。本来、保護者枠で入ったという方も以前におられるわけですから、教育委員さんで。既にその方も保護者枠でなくなつたるわけなんですね。そこら辺りをずっと放漫してきたと。ある程度、保護者枠で推薦をかけとんであればですね、やっぱりそこらあたりの委員さんに認識をさせておかなければならなかつたと、こういうふうに思うんですけど、どうですか。

○東議長 森崎教育次長。

○森崎教育次長

お答えをいたします。議員おっしゃるとおり、今後はですね、委員の中にも保護者枠で入られている方っていうのはご認識いただいた上で、しかるべきタイミングで任期の途中で変わるというようなことがないような形で、保護者という立場で入っていただくというのが適當かというふうに思います。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

任命権者は町長ですからね。町長、これ教育委員さん任命するときには、やっぱり任期を打たないからこうなるんですよ。初めにあなたにお願いします、ね。2期なら2期でいいですから、またもう1期やってくださいとこれできるんですよ。ただし、そういうことを言わんずくに登用するとずるずると長くなってしまう。なかなか首を切りに行くのは難しいですから。これは教育委員さんだけでなくって、他の人事にも言えることなんですけども、だからやっぱり初めに任期を打つといでのやっぱり登用という、まあええ勉強になったと思いますけども、最後に町長、一言ほんなら。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

お答えいたします。教育委員の任期というのは4年ということでありまして、4年で任期を切っているというふうなところで再任は妨げないということありますので、その辺りで4年に1回、議会の方にも上げてご承認をいただくというふうなこととなっております。今回の保護者枠につきましては、お子さんが任期途中で18歳以上になった場合に、その委員は直ちに失職することではなく、任命時における要件で任期満了まで引き続き、教育委員として職務を遂行できるということにはなっているんですけども、ただですね、次の任命の年には新たな保護者要件を満たす方を選任しなければならないということで、その保護者枠の方じやない方が、次変わるときにですね、先にその方が任期が満了になったということで、その時点で、保護者っていうのをまた入れとかないと、法律上おかしいことになるというふうなところがありました。言い換えればですね、教育委員会の他の委員の任期満了のときに、そのタイミングを考慮して、地方公共団体の長が議会の方に出て、同意を得て、保護者要件を満たす新たな委員を任命する必要があるということでありましたので、今回、少しタイムラグがあったというのはその辺りであると思います。ただ法律上、今回の提案に関しては問題はないところであるんですけども、内部の方でぎりぎりにちょっとばたばたした部分がありましてですね、その辺り議会の皆さん方もご説明が不十分であったというところで、こういう問題が出てきているところがあると思いますので、今後はですね、提案するに当たって、まず内部の教育委員の方でもしっかりと話し合いをしていただく中で、きっちりと次の委員さんの方、また上げていけるようにしていければと思いますので、ご理解をよろしくお願いをいたします。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

違憲状態の期間があったということで、これはもう教育行政の怠慢なんで、やっぱり今後、教育長、これも今回、辞職された委員さん、高潔な温厚な方なんで、教育委員会の意向を反映して自分から辞めていかれたということで、非常に敬意を表したいと思いますけど、そこらあたりも踏まえて、今後、教育委員会で反省してください。

私の質問を終わります。

○東議長 木内議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。6番 叶岡議員。

○叶岡

それでは一般質問をさせていただきます。

本町、海陽町におきましてはですね、交通手段、一番重要なのはこの国道55号線、その道路が一番今重要な状態でございます。んで、最近は特に本町におきましてはですね、65歳以上の方、大方半分、半数近くなってきてるということで、交通安全対策をやはり十分とらなくては、やっぱり危険な状態がよく起こっております。ほんで今、非常にこの道路の国道55号線なんすけども、国土交通省が管理しよんすけど、県も管理しておりますね。それでまあ最近都会的というか、この役場の前にデータのテレビ、大きなテレビが設置されております。なぜそれを言うかといいますと、先般もあったんですけども、前の車が一つも動かないと。で、どうしたんかいいうと、前のほのテレビにずっと見とれて、見ておられましたね、お年寄りの方ですね。やっぱそういうふうな感じで、やっぱりこれ脇見運転になるんで、非常に危険な状態のまま置かれているということなんで、このデータテレビ設置につきましてですね、何か規則はないのか、それをお聞きいたします。

○東議長 奥原建設防災課長。

○奥原建設防災課長

はい、それではお答えをいたします。海陽町内で屋外広告物、先ほど議員さんのご質問のものを屋外広告物とさせていただきます、を設置するには、徳島県の屋外広告物条例に基づく許可が必要となってきます。許可申請につきましては、町が屋外広告物の許可の権限移譲を受けているため、建設防災課に申請書を提出をしてもらっております。議員ご質問の海南庁舎前の交差点付近に設置している屋外広告物に関してでございますが、徳島県が発行している屋外広告物の手引によると、高さ及び表示面積が適用除外の制限の基準内であるため、許可申請の必要がない屋外広告物となっております。設置業者に確認したところ、広告の表示時間は朝の6時から21時までに設定しており、光の度合いにつきましても、環境省の光害、光の害ですね、対策ガイドラインを踏まえた屋外広告物になっているとのことでありました。今後、住民の方々からの苦情があるのなら、企業の営利を阻害しない範囲内で設置業者の方へ丁寧に説明を行いまして、協議を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○東議長 6番 叶岡議員。

○叶岡

はい、今おっしゃるように設置許可、本庁の方に委譲されてるということで、私も県の方にも問い合わせましたらですね、県都市計画課が町の方に委譲しておりますということで、町の方で聞いてくれということなんで、申請書を受けとるっておっしゃってましたよね。やっぱりその申請書を受け取って、ほん時に許可をほらせないかんと思います、やっぱり民有地なんでね。ほいでほれをいかんと言うわけにはいかないので。しかし、今都会的になりましてですね、やはりほのテレビをずっとほのお年寄りの方がやね、やっぱり見続けるっちゅうこと非常に危険な状況になりますんで、本町におきましてもですね、やはりほのお年寄りの方々にはタクシーチケットを渡したり、デマンドバスになるというふうに、町長は今後こうやっていくというふうにおっしゃつとるんでね、今、非常に問題なのは免許の返納なんですね。やはりほの免許返納も自由なんですけどね。やはりほのお年寄りの90、ほんなんいうたらいかんのんですけども、90超えて非常に危ない方でも持っておられると、ほら事故がなければいいんですけどね。これはもうなくなったら不便なんで持つとる方がいいんですけど、やはりそこあたりも、やっぱり行政側もですね、やっぱりその相手のことも思つたりいうような形でやっていかなければならぬと思っております。

そういうことでこの55号線、もう一点、55号線で非常に今、気になるのは、那佐湾の入口、あそこで非常に水が溢れていますね。あれ大分日にちが経つんですよね。それでほれで55号線で水をあれぐらい出よったら、また今都会でよう起きている陥没事故、どういう原因でなってるかちょっと分からぬんですけども、そういう陥没が起きた場合に、何かカーブで非常に危ないということで、たまたまふと外へカーブしとつたら大変な事故になりますよね。そこらあたりもほの県にですかね、話をして、どのような状況か、ほんで原因は何かちゅうんを教えてください。

○東議長 奥原建設防災課長。

○奥原建設防災課長

はい、お答えをいたします。議員ご質問の那佐地区の国道の水たまりについてですが、本町としても現状は把握はしております。住民の方々からも改修の要望も多数お聞きしているところでございます。以前、上水道の漏水の疑いもあり、調査を行いましたが、上水道ではなく、その後、国の方で道路を掘削いたしまして調査を行いましたが、原因の究明には至つ

ていないのが現状であります。徳島河川国道事務所の日和佐国道出張所には、調査及び改修の要望はしているところではございますが、改めて、現在の進捗状況を確認したところ、原因が特定できず、調査中とのことでありました。本町としても、今後引き続き、調査及び改修の要望を行いまして、早期に改善できるよう努めていきたいと考えております。以上でございます。

○東議長 6番 叶岡議員。

○叶岡

今、奥原課長おっしゃりるように、国土交通省の方にお願いして、僕はこれはもうすぐにはやらないかんと思うんですよ。結局今、新聞によう出てますけども、どつか先般も九州の方で陥没事故をしたと。そこに車が行きあって落ち込んだけがしたと。埼玉県ではほの落ち込んで亡くなった方もおいでるということ。んで、原因が分からんいうてもね、あんだけ水が出よったらですね、山の水や、谷の水や分かりませんよ。だけど底はね、やっぱりそしたら流れるとと思うんです。ほんでまた海岸部に近いし、流れやすい場所なんで、非常に気をつけて、やはり国土交通、僕も国土交通省に一応言ったことあるんですけど、なかなかねえ、最近やっぱよく言うてくるけんというんやけども、いろいろやはりね予算の都合もあるとかいろんな言い訳ありますわ。だけどそうじやなしに命が、一番町民の命がかかっとんでね、早急にやっていただきたいということで、お願いをさらに強く要望いたします。

それから次にほのふるさと納税、三浦町長なられましてからですね、非常に成績優秀というか、金額もどんどん増えていっております。これはもう本当にこれは喜ばしいことなんで、大変な努力をしよんだろうと思います。ほいでほの今年度目標は3億円ということで、大きな金額を目標に持つておるんですけども、前年度は2億ちょっとですかね。これから大方1億ちうを増やすと。現状ではこの前も報告ありましたけども、すべり出しは非常に順調だということなんです。だけどこれずっとやっていっておる場合ですね、返礼品が問題になってくると思うんです。やはり新しい返礼品をどんどん作っていかなければ、やっぱり皆何度もほのふるさと納税される方は、いろんな所からほの商品を取り寄せてます。そこらあたりもっと考えていかなきやならないんじやないかということなんですけども、新しいこと何か考えてますか。お願いします。

○東議長 岩佐行革政策課長。

○岩佐行革政策課長

ふるさと納税を増やすためにどのような取り組みをしていくのかというご質問についてお答えをいたします。令和6年度、本町にご寄附頂いたふるさと納税の実績は、2億991万8千円。企業版と合わせまして、2億2527万1千円でございました。本町におきましては、多くの事業者さまのご協力のもと、6月1日現在で489の返礼品を掲載中でございます。地鶏、阿波尾鶏を中心に、伊勢エビや牡蠣などの海産物や野菜、加工品などの食品が大半を占めておりますが、ほかにも服飾品や工芸品、宿泊・観光体験など、さまざまな返礼品を取りそろえている状況でございます。3億円の目標達成には約33%の伸び率が必要で、達成するためには、返礼品の充実、魅力化が必要不可欠であると考えております。月ごとの目標額を設定し、隨時、進捗を管理しながら戦略的に対策を進めてまいります。取り組みといたしましては、本年度は特に1回の申し込みで複数回お届けする定期便の開発を強化し、寄附者との関係を継続することで、リピーターの獲得と寄附単価の引き上げにつなげてまいります。また返礼品の内容量を工夫するなど、それぞれの生活スタイルやニーズによって選びやすい返礼品展開を行い、新規寄附者の獲得を図ります。情報発信としては、ポータルサイト内の検索運動広告を有効活用し、ふるさと納税に関心が高い層への訴求を行うとともに、都市部において、ふるさと納税や観光・移住関係のイベントなど、対面で直接本町の魅力をお伝えできる機会を積極的に活用し、PRに努めてまいります。さらには、寄附の使い道を具体的に示すクラウドファンディングの実施や、昨年度の寄附者に対する寄附金活用実績の報告など、本町の取り組みに賛同し、応援してくださる寄附者さまとの継続的な関係構築に努め、本年度の目標達成に向け、積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

○東議長 6番 叶岡議員。

○叶岡

今課長おっしゃったように、非常に頑張つとるんよう分かっております。本当によう頑張つとると思います。課長はじめ課長補佐にしても。先般も私もちよつとパンフレットをいただいて持つて行ったんですけども、やはり課長、課長補佐の取り組む仕方が非常に優秀やというふうに思っております。ほんでもたほの返礼品の新しいものなんんですけどね、やはりこの前話した都会へ言って話をしましたらね、やはりほの本町の非常に魅力的な町なんで、川もあり、海ありということで、ほんでもまあ徳島県の方も何をしとんですけども、釣り、ほの

イカダの上で釣りをされるとか、そういうのも入れていったりとか、ほいでほの僕もいつも言っておる川を利用すると、川で泳げる所はあまり全国で少ないですからね。こんなきれいな川でぜひほの泳ぐ所、川の駅というか、ところを返礼品の中に加えたらどうだろうかというのを提案しとりますわ、はい。ほいでほのやはり返礼品の中でもですね、毎年毎年したら、もうほの野菜でも、最初は太かったんやけども、どないいうたらいいん、細くなってきて、あんまり物もちょっと悪いなったなと感じるものもありますので、やっぱりそういうところも変えていかなんだらいけないんちやうって、いうのは、もらった人はそのときにこれを見て思いますんでね、やはりやっぱりせっかくこんだけ頑張ってやりよる、やっぱりええようと思っていただきたいという感じで思います。

町長にちょっとお聞きしたいんやけど、町長、やっぱりようこのふるさと納税頑張っとんですけども、今後、町長がトップセールスという感じでやられると思うんですけども、いろんな形をどのような形で、今後、トップセールスを行っていくのか。ほいで我々議員もですね、やはり協力して、みんながやれるような、返礼品からいろんなことに関して、やっぱりこういう機会を持っていただいてもいいんじゃないかなと思っております。町長、今後どのようにこの件について取り組れますか、お聞きします。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

すいません、まず答弁の前に1点だけちょっと誤解があるかもしれませんのでと思ってですね、先ほどの看板の話なんですけれども、町の許可申請の必要のない屋外広告物ということで、町が許可を出しているということではありませんので、県庁も含めて申請の必要のないものであるというふうなことでご理解をいただければと思います、はい。

それではふるさと納税につきましてお答えをいたしたいと思います。まずトップセールスでありますけれども、今力を入れていってるのがですね、やはり企業版ふるさと納税であります、企業にこういうふうな取り組みを海陽町でしているということをアピールしてですね、企業の方にお金を出していただいて、さらには海陽町の施策につなげていけるというふうなことで、その企業のところまで、私が出向いたりとかいろいろそういうようなこともしながらですね、企業の方々から今寄附金もかなり頂いているところでございます。今後も積極的に取り組んでいきたいとそのように思っております。

そして、先ほど川の話もありましたけれども、先日、県の観光の担当とまた旅行会社が海

陽町に来庁いたしました、海陽町の川での体験観光を売り出していけないかと視察をいただいたところです。海陽町は、海・山・川とコンパクトにまとまって、自然が一流の自然があって体験ができる地域であると思いますので、県からの提案なども形になっていければ、またふるさと納税の方でも今あるこの体験プログラムに加えてですね、そういうのも入れていればと思います。

7年前の私の選挙公約として、ふるさと納税を年間1億円として、それを財源にまちを活力あるものに変えていくと明言をさせていただきました。そして初年度からふるさと納税の担当していただいたのが、現在の行革政策課の課長でありまして、7年間ずっと関わっていく中で、現在では当初の目標を大きく上回って、昨年度までの合計で8億5000万円を超える実績を上げていただいております。今年度は3億円を目標に取り組んでおりますが、大きな目標で担当課の頑張りだけではなかなか難しいところであると思いますので、今年度はさらに町を挙げて取り組みを強化してまいりたいと思います。議員も今までふるさと納税の宣伝とか、また後押しとかたくさんしていただいておりまして本当に助かっておりますので、引き続きのご協力をよろしくお願いをいたします。そして今回のようにですね、川での体験とか、海での体験とか、そういう自然体験などの発想もどんどん出していただいて、それをヒントに、来年度は今年度以上の目標設定ができるようにアドバイスもよろしくお願いをいたします。

○東議長 6番 叶岡議員。

○叶岡

今まあ町長も前向き的な話もして思うんです。非常に一つ残念なのは、伊勢エビが9月まで禁漁なんですよね。でまあ都会とか行ったときに、伊勢エビどないなっとんな、伊勢エビ食べたいちゅうん多いんですよね、意外と。去年も伊勢エビまつりがあるときに都会の人来ていただいて、食べていただいて、もう感激してね、もっぺん食べたいと。いつ来たいんって言うたら、8月に来たいちゅうんですよ。8月は伊勢エビないんよね、課長。禁漁でしょ。だからもうちょっともっと冬の方にしてくれということなんですが、やっぱりそういうふうな感じで、やっぱり海陽町として注目されとんでね、やっぱりそこらあたりも伊勢エビがあかなんなら、伊勢エビの代わりに何かないかなと。やっぱりたたきとかそういうのは非常にいいんじゃないかなと思とんですけど、ほの納税してくださる方々の希望に添っていかないかんと、やっぱそういういろんな意見をやっぱり集約するが必要じゃないかなと思います。

それとほの課長もようほの頑張っとんですけども、結局もっとこのパンフレットとかそういう分かるもんを、もっと町長したらどうですかね。やっぱりもうやっぱりこんだけしよんやけん。ほれは冊子があるんですけども、どれを売りたいかと。必ず聞かれるのは何を進めてくれますかって聞かれるんですよ。先般も納税したるわと、何をもらったらええんなど。今言よるのは一番いいのは阿波尾鶏ですね、鶏肉ね。これは前回もらいましたよと。その代わりのもんないかなと。ほかのもんを進めてしよんやけど、そういうふうなほのメリットがあるというか、非常にね、町として売り出したいもんをしていただいたらいいと思いますんで、そこらあたりよろしくまたお願いいいたします。

それで次に移ります。先般の町長の行政報告の中で、ちょっと気になったんでお聞きしたいんですけども、町長、非常に頭がいいと優秀なんで、英語教育とか、ある意味、非常に力を入れてやっておられますよね。文化的なものにはかなりの力を入れてると思います。ところがですね、町長、スポーツの万能なはずなんですよね。スポーツのことは一個も言われてない。やはりほの子どもたちに野球とかバスケットとかにしたって、もうほのゴルフにしたって、有名な方出よんです、町から。今回バスケットは西田くんがまた全日本選ばれてと、そういうような形がありますんで、そこら辺りをどのように力を入れていただけるのか、お聞きしたい。

○東議長 池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

質問にお答えいたします。子どもたちにとってスポーツは生涯にわたり、たくましく生きるための体や体力の基礎を培うとともに、チームワークや記述を学ぶなど、人間形成において大切な役割を果たすものでございます。しかしながら、近年、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が認められる状況であると言われております。教育委員会では、スポーツの基礎である走ることに着目し、子どもたちや保護者が関心を持つスポーツ推進イベントとして、オリンピアンによる走り方教室を令和5年9月に2日間開催いたしました。50メートル走の記録測定をプロコーチ指導の前後に行い、参加した子どもたちのほとんどが記録を更新するという結果で、参加した子どもたちからはプロコーチの指導は分かりやすくて楽しかったと、多くの感想をいただいております。令和6年12月には第2回、令和7年5月には第3回と、他の競技種目ともコラボした形で人気のある走り方教室を継続しております。今後も子どもたちの興味を広げるイベント開催など、スポーツに興味を持ち、

親しむことができる環境を充実させるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○東議長 6番 叶岡議員。

○叶岡

今、課長がおっしゃりよったように、いろんな走り方教室とかそういう感じでやられるんですけど、どうしてもね、前々回言ったかな、やっぱり本町におきましては、バスケット、西田くん、海陽町の名前よう出てますわね。そういう方々がおいでるんやから、そこらあたりに対して、子どもたちがその夢を追うというような形をつくっていってあげるような感じをね、してもうたらどうかなと。野球に関しても、昔我々子ども時代はもう各学校で1チームできましたけども、今もうできないわけでしょ、チームが、合同でないと。サッカーはできるけど野球はできないとかそういうような感じを聞きます。それはもうその時々の流行があるでしょう。だけどこの子どもたちが、やりたい子どもたちがすぐ取り組めるような形で、やっぱり我々の方も教育行政の中でそういうなんをやっていくべきだと思うんですね。ほんとこの走り方教室の方も、ほういうのも非常にもう僕はすばらしいと思う。やっぱ子どもたち体を動かさなんだら、将来的には非常にね、弱くなるし、強くなるような感じせないかんという感じで思っております。そういう感じでしてますんで、池田課長の方でもそういうような感じでやられるんだったら、ここにも期待しておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。ちょっとこう言いたい部分もたくさんあったんですけども、これで終わります。

○東議長

叶岡議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

議事の都合により、休憩します。(午後2時34分)

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。(午後2時45分)

お諮りします。日程第4、議案第35号、専決処分の承認を求めるについてから、日程第23、議案第50号、海陽町特別職で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例までの議案審議について、本会議を休憩し、全員協議会を開き、議案の審議を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議がないようですので、本会議を休憩し、全員協議会を開き、議案の審議を行います。

本会議を休憩します。(午後2時47分)

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。(午後3時40分)

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(午後3時41分)

明日、13日、金曜日、午前9時30分より本会議を再開いたします。

本日はご苦労さまでした。

左記の会議録を作成し、その内容に相違なき事を証明するためここに署名する。

海陽町議会議長

海陽町議会議員

海陽町議会議員